

第三十九回国会 衆議院 災害対策特別委員会 議 録 第 九 号

昭和三十六年十月十八日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 秋山 利泰君 理事 生田 宏一君

理事 永田 亮一君 理事 古川 丈吉君

理事 坊 秀男君 理事 岡本 隆一君

理事 角屋堅次郎君 理事 下平 正一君

大野 市郎君 岡本 茂君

金子 一平君 飯谷 忠男君

岸本 義廣君 正示啓次郎君

田澤 吉郎君 谷垣 專一君

原田 憲君 前田 義雄君

阿部 五郎君 淡谷 悠藏君

石田 宥全君 太田 一夫君

五島 虎雄君 島本 虎三君

辻原 弘市君 橋崎弥之助君

西村 力弥君 肥田 次郎君

八木 一男君 玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 坂村 吉正君

(農林経済局長) 吉正君

農林事務官 庄野五一郎君

(農地局長) 齋藤 誠君

農林事務官 齋藤 誠君

(振興局長) 立川 宗保君

農林事務官 立川 宗保君

(養蚕局長) 吉村 清英君

林野庁長官 吉村 清英君

委員外の出席者

農林事務官 石田 朗君

(大臣官房総務課長)

農林技官 堀 直治君

(農地局参事官)

農林技官 田中 勉君

(食糧庁業務第一部長)

水産庁次長 村田 豊三君

十月十八日

委員渡海元三郎君、島本虎三君及び

中島巖君辞任につき、その補欠とし

て田澤吉郎君、太田一夫君及び西村

力弥君が議長の名で委員に選任さ

れた。

同日

委員田澤吉郎君、太田一夫君及び西

村力弥君辞任につき、その補欠とし

て渡海元三郎君、島本虎三君及び中

島巖君が議長の名で委員に選任さ

れた。

本日の会議に付した案件

昭和三十六年六月、七月及び八月の

水害又は同年九月の風水害を受けた

中小企業者に対する資金の融通に関

する特別措置法案(内閣提出第五二

号)

昭和三十六年六月及び八月の豪雨に

よる堆積土砂並びに同年六月、七月

及び八月の豪雨による洪水の排除に

関する特別措置法案(内閣提出第五

三三号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十

日の強風に際し発生した火災、同年

六月の水害又は同年九月の風水害に

伴う公営住宅法の特例等に関する法

律案(内閣提出第五四号)

昭和三十六年六月の水害、同年七

月、八月及び九月の水害若しくは風

水害又は同年八月の北東地震による

災害を受けた公共土木施設等の災

害復旧等に関する特別措置法案(内

閣提出第五七号)

し、主として農林省関係について質疑

を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。淡谷悠藏君。

○淡谷委員 振興局長にお尋ねいたし

ますが、今度の第二室戸台風は、雨を

伴わなかったために、果樹に対する被

害がきわだつて見えております。この

果樹に対する災害対策が現在のところ

でどれくらい立っておりますか、具体

的に一つ御説明願いたいと思います。

○齋藤(誠)政府委員 お答えいたした

と思います。今回の室戸台風に伴い

まして果樹の災害は非常に大きな損害

を見ておられることは御承知の通りでござ

います。被害面積約十町歩、被害額

約八十億というふうに相なっております。

この結果、果樹につきましての非

常な大きな被害は、落果による被害が

大部分でございまして、なおこの間に

おきまして立木に亀裂を生ずるとか、

あるいは折損を生ずるとか、あるいは

葉が枯れるとかいうような、樹木自身

に対する損害がこのほかにも見受けら

れるわけでございまして。このような経

緯にかんがみまして、従来の果樹に対

します被害対策といたしましては、先

般の伊勢湾のときにおきまして同様果

樹が相当大きな被害を受けてまして、そ

れに対する特別の措置を講じたわけで

ございまして。今回におきまして伊勢

湾台風の例に準じまして、特別の融資

措置を中心として、特別の融資

のわけでございまして。

具体的に申し上げますと、第一は、

天災資金につきましては限度額の引き

上げ、償還期限の延長等の措置を講ず

ることになつておまして、すでにこの国

会におきましては、その改正案を提案

いたしております。第二

は、果樹の今の天災資金によりまして

種苗の購入であるとか、あるいは樹勢

回復用の肥料、農薬の購入、その他の

諸資材についての購入資金に充てると

いうことになるわけでございまして。

第二の措置といたしましては、果樹

につきましての個人施設に対する融資

措置でございまして。果樹だでありま

すとか、あるいは貯蔵庫でありますと

か、そういった個人施設に対しまして

は農林漁業金融公庫から、特に災害に

対しまして特定の個人施設に対し直接

融資する措置を講ずることになつた

い。その際、金利の引き下げと据置期

間の延長、さらに個人施設の戸当た

りの融資限度額の引き上げ等特別措置

を今回も行ないたい、かように考えて

おるわけでございまして。

なお、伊勢湾台風当時と現在におき

まして趣を異にいたしております点

は、その後におきまして果樹振興特別

措置法が制定されました、果樹につ

きましては相当長期の低利資金を融通

する道を開くことになつておるわけで

ございまして。それと相関連しまして、

公庫から果樹関係の災害資金に對しま

しても積立資金を融通するという道を

開くことになつております。これは

期間がきわめて長期でございまして、

据置期間が十年、償還期間が十五年、

第二類第一号 災害対策特別委員会議録第九号 昭和三十六年十月十八日

二十五年にわたる長期の資金でございますが、これを今回は農林漁業金融公庫から災害の植栽資金として融通するような措置を講じて参りたい、かように考えておるわけでございます。

なお、そのほか、共同選果場であるとか、共同荷受場であるとか、こういった農協の共同利用施設につきましては、別途提案いたしております農林水産業施設の暫定措置法の改正によりまして、特別の高率補助ができるというところに相なっております。

以上のような措置によりまして、大体系農樹農家に対する必要な資金については、十分供給できる体制ができておるのではないかと、かように考えて鋭意これを進めることに努力をいたしております次第でございます。

○淡谷委員 重ねてお尋ね申し上げますが、天災融資法による限度額を上げたのは、どこまで上げましたか。

○齋藤(誠)政府委員 果実の生産を主たる業としておる農業者につきましては、一般の融資限度は二十万円でございます。これは通常の場合は十五万円でございますが、今回は二十万円に上げまして、さらにそれに十万円プラスした三十万円まで引き上げるということにいたしました。

○淡谷委員 償還期間は何年にしておりますか。

○齋藤(誠)政府委員 法律上現在、五年以内となっておりますを七年ということにいたしております。

○淡谷委員 次に、お尋ね申し上げたいことは、果樹の災害の調査の方法でございますが、御承知の通り、果樹は非常に種類も多うございまして、それが

ら同じ果樹であっても、樹齢によりましてはさまざまに被害が違ふ。あるいはまた落果をいたしました時期等によりまして、落ちた実の売りさばきの方法等が違つてくると思う。大体伺いますと被害額は八十億と押えられておるようでありますが、実際の調査にあたりまして、正直に一つお話し願ひたいのですが、そういう困難はなかったか。

○齋藤(誠)政府委員 お答えいたします。今先生から資料の点が御要求がございまして、何かの手違いか私の方では承知していませんので、大へんおくれまして恐縮でございます。今回の災害につきましても、概況をすでに発表いたしましたものがございまして、それによりまして、先ほど申しました十億四千六百町歩、被害額は二十八億四千七百ト、被害額は、これは見込みでございますが約八十二億、こういうことになりました。

調査の方法でございますが、これは九月二十五日現在で、各統計調査事務所を通じて現地調査をいたしましたわけでございます。被害の率三割以上と三割未満というふうなことで調査いたしております。大体落果に対する被害というふうなことになるわけでござい

ます。立木そのものに対する被害調査というものは、なかなか見積もりも困難でございますが、その被害額は今申し

上げた中に入っていないのでござい

○淡谷委員 落果の調査はされたてございまして、これは数量は出てき

ますね。ミカンなどはどれくらい落ちた、リンゴはどれくらい落ちたという数量は出て参ります。この数量と八十億円という金額との関係はどこで結びつけ

ましたか。

○齋藤(誠)政府委員 今御指摘の通り、各事務所現地におきます。それは大よそ見込みがつくわけでござい

ます。評価につきましても、現地の各地方における大よその評価額に基づき

まして評価をする、こういう方法を

とっております。

御必要でありますならば後刻申し上げたいと思ひます。ただ、申し上げておきたいと思ひます点は、もちろん御指摘の通り、落果の中におきましても、そのまま市中に販売できるものもあり、それから加工用に回し得るものもあり、それからほとんどもう用をなさ

ないで、そのまま捨て去るようなものもあり。その間大よその平均というふうな形でございまして、ある程度の仕分量によつてやっております。たとい

ば、何割以上は市場に出得るものと見られるというふうなものも現実にあり得るわけでありますので、当然そのよう

な評価方法も入れた損害額ということ

で出ておるのではないかと思ひますけれども、詳細は統計の方の専門家から聞きまして御報告を申し上げたいと思ひます。

○淡谷委員 まだ十分の御答弁はできないようでございますが、さつきも話

しました通り、果樹というのは大へん種類が多いのでございまして、また地

方地方によつてはいろいろ栽培法あるいは処理方法の違いもあるようござ

○淡谷委員 ところが、この農林省の統計は果樹はトンでしよう。そうすると、やっぱり一本にしないと、八十億というこの積算の基礎がわからない。ある統計事務所はキロで換算し、あるところではトンで換算すると、大へん

な苦勞じゃないですか。

大臣に一つお聞きしますけれども、これからやはり所得倍増計画に従ひま

して、果樹、畜産というのは表面に出てくる農産物になつて参りますが、お

聞きの通り、調査自体がまだ非常に整理されてない。この際大臣、果樹と

のみ限りませんけれども、特にきよう私は果樹の問題で質問しております

で、一つ果樹に対する調査、災害に限らず果樹に対する調査というものを非

常に強化しまして、果樹を伸ばす基本的な御指示をされるような御意思は

○淡谷委員 統計の点では、農産物の統計というものは非常に前からいいか

げんなものと言われておりました。地

方の役所などでも、大い戸数が何戸

あつて、あそこ二ワトリが三羽おつ

たから大い三羽くらいに見ればい
だらうというように端数を刻んでお
たり、あるいは果樹なんかでも大
一、二カ所見ただけで被害額でも推
算する場合がある。これはやはり本
入れて対策を立てられる場合に基礎
料がないわけですね。そういう点で、
いろいろ費用の点もございまして、
でも、グリーンレポートというよう
なものもやましく言われております
から、この基本的な調査をじっくり
やるように御要望申し上げたいと思
います。

○淡谷委員

話がありましたが、千キロが一
ございまして、その点はトンでや
っているわけでありまして。

○齋藤(誠)政府委員

被害額は、これ
は見積もりでございます。ミカンが十
億、リンゴが二十七億、ブドウが四
億、ナシが六億、カキが十三億、そ
のを加えて八十二億となっております。

○淡谷委員

さっきもお話はあった
ですが、果樹の災害というものは、大
体落果の災害が調査されているだけ
で、樹体に対する、果樹そのものに
する被害の程度というものは、これ
ちよつと無理でしょうが、ここにも
いろいろ資料はございまして、同じ
じ風に当たりました。樹幹が割れた
り、枝が落ちたり、さまざま被害状
況が違つておるようであります。こ
れは大臣にもお目に掛けていただき
たいと思つて、この被害状況を委員
長から一つお見せいただきたい。そ
ういふに樹体の被害というものは非
常に複雑で、なかなか把握しづらい
でございますが、その点の被害は入
っていないのでございまして、落果
だけで、果樹そのものの被害とい
うのは、ナシの場合、ブドウの場合、
ミカンの場合入っておりますが、入
りません。はつきりしていただきたい。

○齋藤(誠)政府委員

先ほ申し上げ
したように、果実についての被害額
というところで農作物被害は、従来
も出ておる慣例になっております。樹
木自身についてはいろいろ被害が出
ておることは御指摘の通りでござ
います。これは先ほどの被害額に入
りません。

○淡谷委員

大臣、今の問答でもお
わりの通り、果樹災害というものは、
そのとき落ちた果実に重点を置いて
見られておるということなんです。果
樹自身の災害というのは、非常に調
査、査定がむずかしいので、従来も
災害の場合には見ておられなかった
ということではございまして、た
だし、果樹園の経営者にとつては実
はむろん大へん困ります。その後数年
に及んで回復のおくれ果樹園そのも
のの災害というものは、かなり手痛
い災害なんです。こういう点なども、
一つ災害の場合は、抜本的に調査の
仕方を改められる御意思があるかど
うか、お伺いしたいと思います。

○齋藤(誠)政府委員

立木自身に
対する被害が大きい場合におきまし
ては、そのものに對する新植、補植
等の対策、あるいはそれに必要な
融資措置と、あるいは樹勢回復その
他の措置と、あるいはまた指導いた
す場合におきましては、御指摘の
通りでございます。今回におきまし
ても、そういう面における被害が相
当出ておりますので、さうすぐ台風
災害の直後におきまして、特に立木
の損害評価自身を見積もることは、
先ほど申し上げましたように困難で
ございまして、しかしどの程度の損
害を受けたであろうかというふうな
ことにつきましても、一応統計事務
所を通じて調査いたしておるわけ
でございます。今後とも指導上必要
なような措置は講じて参りたい、か
ように考えております。

○淡谷委員

それではちよつと水産庁
の方にお伺いしたいのですが、昨年
の伊勢湾台風で真珠並びにカキに
對する措置がとられたようござい
ますが、その内容を一つお尋ねを
したいので

○村田説明員

伊勢湾台風
のときに、真珠並びに真珠貝のい
かだ並びにカキの被害に對しまし
てとりました措置の概要を申し上げ
ますと、まず第一に補助対策とい
うしましては、被害の激甚地には、
真珠並びに真珠貝のいかだに
つぎましては、保有のいかだ数十
台以下に漁業者を對象といたしま
して、滅失、大破しましたいかだ二
台までの復旧費、これの十分の九
の補助をいたしております。次に、
経営体当たり滅失、大破しました
いかだ六台までの復旧費、その十分
の九を補助いたしたのであります。次
に、融資の措置でございます。稚貝
の購入資金その他の経営資金が要
るわけでございまして、これに對
しまして、天災融資法による融資限
度を真珠、カキともに最高五十万
円引き上げますと、施設の復旧費に
對します農林漁業金融公庫からの
融資限度をカキにつぎましては百
万円、真珠につぎましては五百万
円という措置をとつたのでありま
す。

○淡谷委員

その場合の真珠並びにカ
キの被害額はどれくらいになって
おりますか。

○村田説明員

伊勢湾台風
のときの真珠並びにカキの全国的
被害の総額でございますが、これに
は養殖施設も含まれておりますが、
細分はたいたいま手元に持ち合
わせておりませんが、伊勢湾のとき
には全体で二十億であります。

○淡谷委員

この二十億の損害に對
して実際に補助はどれくらいか、融
資額はどれくらいか。

○村田説明員

融資の方はた
いま調査しておりますが、補助の方
は二億六千九百万円でございます。

○淡谷委員

もう一つお聞
きたいのですが、この真珠並びにカ
キの補助金は、真珠貝そのものの
被害も見て補助を出されたのかど
うか、あるいはいかにだけ見られ
たのかどうか、どちらですか。

○村田説明員

この補助並
びに融資は、いかだの施設そのも
のだけでござい

○淡谷委員

そこで振興局長
にお伺いしますが、さっきの御答
では、災害の調査は大体落果で見
られた、果樹そのものの災害はな
かなかつかまれないというござい
ますが、これは正直に言つて実
は統計事務所の方で持つてなかつ
たのでしよう。各県の陳情やなん
かが基本になつておるのじやない
か。どうですか、その点ははつき
りしてまいら

○齋藤(誠)政府委員

九月三十日
統計調査部長から各統計事務所
に通知を出しまして、果樹の立木
自身の損傷度合いに於ける被害
面積がどのようになつておるか、
こういう調査を各統計事務所
にさしておるわけでございます。決
して各県の被害陳情だけで集計し
ておるというふうなことはござい
ません。

○淡谷委員

この各県から
来ております陳情書を見ますと、大
体果樹の損害も出しているのです。
倒れたのは何本、大きな枝が落ち
たのはどれくら

○淡谷委員

さっきも申し上げ
ました被害面積十萬四千六百町歩
の内訳を申し上げますと、ミカンが
一萬八千二百町歩、それからリン
ゴが四萬一千四百町歩、ブドウが
三萬九千九百町歩、ナシが七萬七
千五百町歩、カキが二萬二千八百
町歩、クリが四萬八千七百町歩、
その他を加えて十萬四千六百町歩
となっております。

○淡谷委員

被害の量につ
いて申し上げますと、ミカンが四
萬一千トン、それからリンゴが十
萬五千トン、ブドウが一萬一千ト
ン、ナシが二萬トン、カキが七萬
二トン、クリが四萬トン、その他
を加えて、合計で二十八萬四千七
百トン、こういうふうになっている
わけでございます。

○淡谷委員

それから先ほ
どキロとトンというお

い、あるいは幹が裂けたのはどれくらいというように、とうとうと思えばとれるような果樹損害も出ている。それで私はどうしても納得がいきません。そのは、損害は落果でとりながら、直接落果に対する補助あるいは救済措置はちつともとられていない。損害額が出でこない果樹園に対しては、肥料や農薬はこの前やばり出してもらっており、ますけれども、落果そのものに対する補償がなくて、ただその次の果樹園の経営に対していろいろな措置がとられている。落ちた果実を直接補償されるお気持がないか、助成されるお気持がないか、この点をお聞きしておきたい。

○齋藤(誠)政府委員 ただいま御質問になりましたのは、災害に伴う直接的な損失に対する何らかの救済措置を講ずる意思があるかどうか、こういう御質問だと思いますが、従来災害に対しては、損失補償という概念を離れまして、今後新しく復旧し、農業を継続してやる、あるいは果樹園を造成し、復旧し、果樹経営を続けていく、これに必要ないわば復旧資金というものに対して助成なり融資の道を講じて参ったのでございまして、流れた米であるとか、あるいは木炭であるとか、あるいは立木であるとかいうものに対する損失補償的な措置というものは、実は災害復旧対策としてはとっていなかったわけでございます。ただ、おそらく御質問といたしましては、米はどうか、こういうふうな御意見も出ようかと思いますが、米につきましては、共済制度というものが別途あるわけでございます。今申しましたような意味で、立木自身についての損失補償的な復旧措置

というものは、災害復旧対策といたしては従来講じていなかったわけであります。

○淡谷委員 それじゃカキと真珠の場合はどうですか。これは明らかに損害補償対象になるんじゃないですか。カキ、真珠を含ましてこれは出しているんでしょ。しかも二十億の損害に対して二億六千万円、そうしますと農林省の方針は別々じゃないですか。カキ、真珠に対しては直接の損害に対して補助をする……。

○齋藤(誠)政府委員 私カキ、真珠のことについて詳細は知りませんが、おそらくそれに対する復旧の予算ではないかと思えます。詳しくは水産庁から……。

○淡谷委員 それでは水産庁から一つ……。

○村田説明員 カキ、真珠等につきましては、その補助は復旧のための補助でございます。

○淡谷委員 それでは重ねて水産庁にお聞きしますが、その復旧の中には、カキ、真珠の損害額と見合せて手かげんをされておる要素がございしますか。損害が大きかった場合、損害が少なかった場合、特にさっきの御答弁では、カキや真珠そのものの損害も盛られておるということをおっしゃっていただけども、それは何か復旧の場合に考慮されますか。

○村田説明員 カキ、真珠等の施設につきましては、先ほど申し上げましたような、一定の台数を限って、その台数の範囲内における施設の復旧の補助をいたしておるわけでございます。なお、別途、たとえば経営的な資金を必要とする場合、原料を仕入れるとか、

そういったものにつきましては、天災融資法で、その範囲内において融資の道を開いております。

○淡谷委員 その場合に、カキや真珠あるいは真珠貝の損失というものは、融資をし、助成をする場合の何か参考になるのですか。損害の大きかったものは融資をする、損害の少なかったものは融資しないというふうな基準になりますか。もしならなかったならば調べる必要はないんじゃないかと思えます。

○村田説明員 天災融資法の方では、被害の限度というものが一定のワクを設けてまして、その限度のワク内において融資をする、こういう措置をとっております。

○淡谷委員 私の言うのは、そうじゃなくて、この施設に対する助成、融資をするならば、真珠あるいはカキそのものの実体よりも、施設の損害の額によつてなされた方が合理的だと思ふ。損害について出す場合は、そういうふうなカキや真珠、真珠貝そのものに対して融資をし、その施設だけは設備に対してなされる方針はどこか割り切れないものがあります。それは正直言つてどうなんですか。

合でも同じことがあると思ふのです。さっきの御答弁の通り、災害の額というものは、落果によつて見られておる。今の場合、八十億には果樹そのものの損害がほとんど入っていない。この施策は、果樹園の経営を続けていくための施策なんです。そうすると、極端な場合、落果はしたがる木はいらない、こういう場合でも果樹園の方の融資をする、こうなりますが、不合理を感じませんか。

○齋藤(誠)政府委員 従来、災害の程度を見ます場合に、その年の農作物の収入が災害によつてどのようになるであらうか、稲につきましても同様、果実につきましても同様でございますが、そのできた果実によつて一年間の収入を確保し、さらにまたその収入の中から次の年の経営資金を出していくわけでございます。従いまして、落果あるいは不稔実というふうな事態が生じますれば、当然その農家に与りました収入の減になるばかりでなしに、翌年度の経営資金に事欠くというおそれもあるわけでございます。そういう見地に立ちまして、従来とも農作物についての翌年度の収入に影響する度合いを見まして経営資金の融通をする、あるいは施設資金の融通をする、こういう措置をとっておるわけでございます。ただその際、農作物の収入が非常に激減するということになりますれば、さらに、落果のみならず立木についでいろいろの損傷という問題も出て参るわけでございます。そこで、そうなりますと、通常の年における経営資金ばかりでなしに、果樹に例をとってみますれば、あるいは新植、補植、改植を必要とするというふうな事態も

生じてきますわけでございます。それに対してまた必要な資金融通措置を講ずるといふようなことにいたしました。引き続き果樹園経営ができるようにする、こういう措置を考えておるわけでございます。

○淡谷委員 ややばつきりしましたが結局、そうしますと、果実の災害というものは、その果実を売ることによつて翌年の経営費を取るつもりであつたのが、取れないから、直接に果実に融資をする道もないし、かわつて経営費を出してやるという觀念にとつてかまわないですね、いかがですか、その点はつきりさして下さい。

○齋藤(誠)政府委員 天災融資法について例をとりますと、たとえばその農作物の損害が、災害によりまして平年の収入の一割をこえたような場合におきましては、これを被害農林漁業者として資金の融通の措置を講ずる、あるいはさらにその農作物の損害が平年収入の五割以上をこえたような場合におきましては、特別の被害農林漁業者といたしまして、その際の資金融通については金利を一段と下げて融通するとか、こういう觀念でこの法案はできておるわけでございます。従いまして、今御指摘になりましたような思想でこの天災融資法というものは制定され、運営されておるわけでございます。

○淡谷委員 あなた方がそういう法律を十分にお守り下さればけっこうでございますが、われわれは、この法律そのものに不備があれば、それを直していきたい。特に今度の場合などは、成長財である果樹に対しては特別な措置法を作るべきだという観点に立ちます

から、なおお伺いしておきたいのですけれども、そうなりますと、稲、麦のような一年の作物と果樹のような永年作物とは、補償の対象が相当変わって参ります。補償そのものも永年のでなければならぬ。そうしますと、稲や麦の作物は、作物の被害とともに田畑の被害についても若干ありますけれども、何としてもやはり果実の災害と果樹そのものの災害とははつきり出されないと、災害の実態というものは把握はできないというふうに思います。果樹災害は八十億を上回るといふ見通しを本年の場合お立てになりませんか。果樹の場合は果実に数倍する損害が起こっていると思いますが、いかがですか。

○齋藤(誠)政府委員 御指摘の通り、一応の農作物被害として、従来出しておる例によりまして、果実の落果に伴う被害額というものをを出しておるわけでございますが、樹木自身に対する被害があることは当然でございます。そういう意味におきましてこそ、それに伴うての新植なり改植あるいは補植というふうな資金に対する措置を講じて復旧を促していこう、こういう考え方をとっておるわけでございます。

○淡谷委員 これは果樹振興法にも定めてありますけれども、私はやっぱり、短いもので二、三十年、長いものでは百年以上の樹齢を持つておる果樹に対して、新植、補植という形だけでは、十分な補償にはならないと思ふし、経営に対する適当な融資とも思ふえない。苗木というものはもとと安いです。苗木を植えることはかなり無理をしてもできますけれども、これは採算がとれるところまで育成する間

の犠牲が大きいのです。今度の措置によりまして、そこまで配慮されているかどうか。私はどうも今の天災融資法並びに果樹振興法だけでは、そこまで立ち入った世話をしておられないように思ふます。これは、米麦にかわるべき成長財と見られる果樹に対して、少し農林政策的にも立ちおくれじゃないかと思ひますが、この点はいかがでございますか。これはあとで大臣に聞くのがほんとうでございますけれども、お聞きませんか、あなたのお考えを聞いておきたい。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど申し上げましたように、被害の程度いかんによりまして、融資の措置につきましても当然考慮すべきである。従いまして、通常の場合におきましては、果樹の被害等につきましても、天災融資法の運用でまかなえるわけだと思ふわけでございますが、今回のように被害が大きい場合には、今回のように被害が大きい等の状況等も考えまして、融資の限度を引き上げであるとか、あるいは実態に即するような償還期限の延長ということをしていただくわけでございます。

それで、第二のお尋ねの、さればといて、現在の天災法の七十年くらいに融資では、やはり果樹の実態において相当長期を要するのではないかと、あるいはそれに伴うての苗木購入以外のいろいろな措置も必要ではないか、こういう御趣旨のように理解されるわけでございますが、御承知のように、果樹振興特別措置法におきます融資といたしましては、従来になかった長期の融資でございます。据置期間が十年、償還期間が十五年、二十五年ということになりましたれば、大体その間

におきます経済樹齢に達するだけの期間を置いて――いわば果実の性格から、年々上がつてくるだけの収量と見合ひながら長期に返していく、こういうことが一番必要なわけでございませう。そういう意味で、果樹についての植栽資金は、長期の低利資金を融通するという道をとったわけでございませう。しかばそれは苗木だけの資金であるかということでございますが、一番必要なのはもちろん苗木の購入資金でございますが、なお、この融資の対象といたしましては、われわれは、直接的な苗木の購入のほか、さらに復旧に伴います園地整備だとか、別の資金措置になりますけれども、個人の果樹に関する施設、たとえば果樹だなどあるとか貯蔵庫であるとか、そういうものに対する融資措置も講じ、あれやこれやで、およそ復旧に必要な資金の手当といたしましては、今申し上げたような方法によつて、十分カバーできるのではないかと、このように考えているわけでございます。

○淡谷委員 なかなか永年作物の果樹に対しては、まだ十分な資金措置とは思へない。特に来年度、当面なし得る既成園、新しく植える方は別といたしまして、木そのものは倒れなくても、大きな枝が折れたとか、あるいは葉が落ちたとかいうふうな果樹を残しながら損害を受けている果樹に対しては、どういふような復興方法をとられるか、こまかいことですが、お伺いしておきたい。

○齋藤(誠)政府委員 私の申し上げたのは、あるいは言葉が不十分であつたかと思ひますが、農林漁業金融公庫から出します植栽資金につきましては、

果樹振興特別措置法によつて融資する部分と、それから公庫からいきなり災害に伴つて融資する道と二つあるわけでございます。前者につきましては、先般の国会におきまして十分御審議願ひまして、先生御承知の通り、一定の集団地につきまして都道府県知事の認定を受けたものに対して融資をするということになっておるわけであります。もちろん、今回の災害地におきましても、その計画に包含されるようなものもあるかと思ふわけでございまして、それらにつきましては、振興措置法によつて融通する面もあろうかと思ひます。しかし災害につきましては、この措置法によらなくても、植栽資金として別に融通する道が開かれておるわけでございます。当然既成園等におきましては、その中の一部の立木は損傷を受けて改植をしなければならぬ、あるいは補植をしなければならぬといった場合におきましては、農林漁業金融公庫から、果樹振興特別措置法と同じような償還期限、据置期間をもちまして融資する道を開いているわけでございます。これにつきましては、別に一件当たりの融資限度もないわけでありまして、本年度はそれらの資金を組みまして十億と予定いたしております。それらの資金の中から十分災害資金に回り得るものがあるう、またそういうふうなわれわれは指導して参りたい、かように考えているわけでありませう。

○淡谷委員 要するに、この災害に対しては助成はしない、融資一本で立ち直らせたいというお考えのようでございますが、一体長期にわたり苦勞しております果樹園の経営に何が一番つ

らいかということ具体的にお調べ願ひたいと思ふ。金融利子というのは相当高いのです。しかも、落果等によつて目の前に大きな損害を受けている果樹園経営者が、新しく借金をしてさらにその利子を積み重ねるというところは、かなり低利といへども経営の上に大きな圧迫を加えると申しますか、経営費の割以上が金融利子に流れていくのが実態なんです。おそれ、これは肥料代に相当しあるいは肥料代を上回るものが、今すでにも果樹園の経営者にはかぶさつてきている。やっぱりこういう不慮な災厄を受けた場合には、融資だけではどうもこの災厄から立ち直ることができないような形が見えてきております。大きな災害があつたあとでリンゴ園を手放すあるいはミカン畑を手放す、こういう人が出てくるということは、単なる融資だけではもうこれは救えない現状であるといふふうにお考えになりませんか。何とかこの辺で踏み切つて、果実そのものに對する助成なり災害の助成なり、これを何とか立ち直らせていくような直接的な助成の方法をお考えになつておりませんか。これはもう果樹園芸に對しては重大な問題だと思ふのです。果樹災害の補償よりも、果実の落果そのものに對する直接的な助成ということ、これはミカン、リンゴ、ブドウ、ナシを問わず、熾烈な要求になつておりますが、この点はいかがでございますか。

○齋藤(誠)政府委員 お尋ねの点は二点あるかと思ひます。第一点は、後段でお話しになりました落果した果樹そのものの被害に對する直接補てんの方法があるかどうかと

五

いう御質問と存じますが、これは先ほど申し上げましたように、復旧対策といたしましては損失補てんを従来とも対象といたしておらない、こういう扱いをいたしておりますので、それはまた別の問題として研究すべき問題ではあるかと存じますけれども、今回の措置としては考えておらないわけでございます。

それから第二点の、果実でなしに果樹自身の復旧のために、単なる融資だけでなしに、直接的な助成の方法が必要ではないか、こういうお尋ねのように存するわけでございます。この点につきましては、いろいろ考え方もあろうかと存するわけでございまして、また現に被災地におきましては、そういう直接的な助成の要望もあることも十分承知いたしておるわけでございまして、ただこの二、三年来ずいぶん果樹についての被害もあつたわけでございまして、果樹の復興自身につきましては、やはり相当の資金量が必要であるというのが実態のようでございまして、同時にそれはまた即刻必要であるというこの要望が強いわけでございまして、そのようなことを考えてみました場合におきまして、やはり一番手っ取り早く、また必要な資金量を充足するという方法をとりますならば、やはり資金融通措置の方法が合理的ではなからうか。そうなりますと、問題は、それに対する償還方法ができるだけ果樹の実態に合うように、かつまた果樹農業者の負担にならないようにするということが必要でありまして、助成の点につきましても同じようなことから言われておるのだらうと存するのでありまして、そうしますと、資金の

量をできるだけ早く出すということにしますならば、果樹の今の収入状況から見まして、一番必要なのはやはり長期間にわたつて収入に充てるように変えていく、なおまたそれも、収入に合うようにできるだけ利子を下げて参る、こういうことが講じられますならば、かえつて直接的な助成をいたすにいたしまして、金額は苗木購入というものに限定されて、わずかなものでしか非常に低く出ると出るといふようなことでありますならば、資金の直接的な融通措置の方が、はるかに実態に即応しておるし、また農家といたしましても、結果的にはその方が有利になるのではなからうか、こういうようにわれわれは考えております。そこで果樹につきましては、一般の農作物と若干違う点もございまして、むしろあらゆる面から資金供給の方を通じて復旧を促進して参りたい、こう現在においては考えておるわけでござい

ます。

○淡谷委員 振興局長は、やっぱり現行法律の中でだけこの果樹対策を立てようとなさいますから、さぞこれは御苦労だろうと思ひますが、ちょうど農林次官お見えのようでございまして、一つ政治的な御答弁をお願いしたいと思ひます。

今いろいろ果樹の災害に対しての施策をお聞きしているわけなんです、実はこのリンゴ、ミカン、ナシ、ブドウ、クリといったような果樹の災害についての対策でございます。これは天災融資法によりあるいは果樹振興法によりまして融資の道は開かれておるけれども、目の前に落ちた果実そのものに対する助成あるいは補助はちつとも

なされてない。これは果樹園経営の面からしまして大へんな問題になると思ひます。結局私どもは、まあ果樹園そのものの回復、これも大事でございしますが、農家が目の前に見ております損害に対しても、的確な措置をとるべきだということを講じておりますが、たとえば果樹の場合に新植、改植の資金が出たとしても、大きな枝を折られたり葉っぱをちぎられたりした木に対しては、来年度からは徐々に回復しなければならぬ。しかし、もう本年度大きな痛みを受けた落果そのものの損害は、少しもこれは補償されておらない。これは借金などによつて償わすべき損害ではないのです。これは若干助成しまして、この落果の処分その他のことに対して、農家に対する措置を考えてやるのが当然と思ひます。これが、現行法律ではできないのです。これに対して何らか特別な措置をとるようなお考えがあるかどうか、これを一つ現行法律に縛られないで、将来の果樹政策という面から次官にお答え願ひたい。今事務的な御答弁は伺つておりますから、政治的な御答弁を一つお願いしたいと思ひます。

○中馬政府委員 最高度の政策につきましては大臣からお答えがあると思ひますけれども、落果した果樹についての補償の問題は、第一に農業共済制度等を拡充すれば別でございまして、けれども、現在においてはそこまでのことは、私どもの方としては考えておりません。

さらに、助成の道でございすけれども、従来も果樹の樹勢回復その他の名目をもちまして助成をいたしたことはございす。しかし、過去の実績に

よりますと、何分予算の幅が非常に狭くて、一戸当たりの補助金額というものが、きわめて零細であつたという過去の例にかんがみまして、ただいままではこれを打ち切つておりましたし、むしろこの際思い切つて融資の道を広げたらどうだろうかということの方が、考え方としては強いようでございますので、ただいまのところ、融資のワクを思い切つて引き上げるといふ方向で進めたいと考えております。

○淡谷委員 この落果に対する直接的な助成ができないならば、共済制度を変えて果樹共済制度をやれという要望が非常に強い。これはしかし、もうはつきりした政策上の問題ですから、大臣がおいでになつてからお聞きしたいと思ひますが、大臣はいつごろおいでの子定ですか。

○濱地委員 大臣は、今農林水産の方へ行つておるのですが、屋から一つ交渉してぜひ出てもらいたいと思つております。

○淡谷委員 もう一ぺんはどうしても出てもらわないと、これは大事な果樹政策の問題ですから……。それではこの点はちょっと延ばしておきます。

○太田委員 関連してお尋ねをします。今度の第二室戸台風によりまして、大へん桑が被害を受けております。この桑の被害というものが、養蚕農家にとりましては、非常に大きな痛手になつておるのでありますが、その被害の模様はどんな工合になつておりますか、お調べになつておる範囲のことをお答えいただきたいと思います。

○齋藤(誠)政府委員 担当の養蚕局長が見えておりませんので、私から便宜お答えしたいと思います。

桑の被害といたしましては、被害面積が四万九千町歩、被害額が約七億七千万、こういうことになつております。

○太田委員 従ひまして、この桑の被害に対する補償問題、助成ないしは援助、振興問題というのがあるわけなんです、このたびの第二室戸台風によりまして、雨が少なくて、その風の中に非常に塩分を含んでおりました場合には、桑の葉というのは非常にもろいのですからほとんど枯れてしまつた、あるいは枯れないまでも、塩害を受けてまして相当程度萎縮病に近いような萎縮状態を見せているわけです。これを何とか回復させないと、あとの養蚕に差しつかえるわけなんです、そこが、現地の農民は桑の対策をどうするかで非常に悩んでおる。農林当局としては、それに対して基本的にはどういう方法をもつて助成をされるお氣持でありますか、それをお答えいただきたいと思ひますが、どなたかお

せんか。

○淡谷委員 それでは、ちょっと重ねて大臣に対する質問の部分、つまり落果した果実に対する救済方法については保留しておきますが、次にお聞きしたいのは、草花の問題なんです。これは農業の経営が変わりまして、果樹、畜産というふうな現金収入が主になるような農業の方向に変わつてきておりますが、花に対しても今度は相当な損害があるようでございす。この比重を一体どう見られておりますか。

○齋藤(誠)政府委員 今回の被害で蔬菜その他の園芸作物に相当被害が出ておることは承知いたしておりますが、花卉——花そのものにつきましてはどの

ような被害が出ておるのか、実は詳細な被害統計がまだ出ておりません。今特に花に必要なビニール・ハウスとか、そういった施設被害につきましても、調査を進めておられますけれども、詳細な花自身についての被害統計は用意いたしておきませんので、またわかりましたからお答えいたします。

○淡谷委員 被害統計がでないだけじゃなくて、花卉そのものに對する栽培統計もできていないのじゃないですか、この点はどうか。

○齋藤(誠)政府委員 御指摘の通り、農林統計としては詳細な統計ができておりませんが、別途われわれの業務統計といたしまして、園芸課で各県を通じて調べておるのがございます。それではおおよそ二千町歩、こういうことになっております。

○淡谷委員 一つ資料としてその業務統計をいただきたいと思ひます。それから花の持つてゐる重要性というのは特に輸出の面で現れております。御承知の通り、ユリの根であるとか、チューリップだとか、これは重要な輸出財源になっておる。それから特にいわゆる花卉県といわれているような県が方々にありますが、愛知、静岡、大阪、和歌山、四国四県、兵庫、岡山、広島、東京、神奈川、千葉というものが大体花卉県といわれております。特にこの点で和歌山県の白浜沿岸なんかの災害は相当大きい。ビニール・ハウスに對する施設災害、これはやはり果樹の場合と同様設備そのものに對する配慮がなされておるようですが、一つのビニール・ハウスに入っております球根の見積額は百万円です。つまり袋は補償するけれども中身は補償しないとい

う觀念は、果樹とともにこれは非常に誤った考え方だと思ひますが、この際一つあらためて考え直す御意思はございませんか。これは法律にはないものですが、次官にお聞きしたい。

○中馬政府委員 これも共済制度の広範な一環だと思ひますので、どこまでが共済制度に該当した方がいゝか悪いかというような点につきましては、もう少し検討させていただきますと思ひます。

○淡谷委員 特に農業を米麦一本立の方からこうした果樹、畜産その他の園芸植物に移そうという構想があるならば従来のありきたりの方法を踏襲するだけじゃなくて、新しい手を打たなければならぬ。災害の場合にはこれは助からぬと思う。温室の災害、ビニール・ハウスの災害、これは損害は大きいといつても大したことはございせんが、最近この東京都内にもずいぶん見えておりますが、熱帯性植物などの温室は千坪くらいのものが相当あるようであり

ます。かなりあつちこちにある。そういうところで行なわれておりますカリヤシなどというものは一本の価格が十萬、一町歩をやつてゐるような例がある。これは真珠貝などの例もありますが、二十億、三十億といったようなものに劣らない災害も出ておりますので、この膨大な、農林統計にも出ていないような花卉というものは全く忘れられたものだと思う。これは新しい農業には非常に大きな比重を持っておりますから、この次と言わずに、この機会に思い切つてやはり施策をとられることが正しいと思ひます。これは単に栽培者だけじゃない、花を商売にしております大阪その他の商人は非常に恐

慌を來たしておると思ひます。この復興に ついても十分な御配慮をいただきたいと思ひますが、もう一べん次官のはつきりしたお答えを願ひたい。

○中馬政府委員 御指摘の通り、今の農業の移り変わりとして申しますと、米麦中心から果樹園芸という方向に非常な勢力で転換をいたしておりますので、極力この点に留意いたしまして、花卉栽培に對して、農林省としてもう少し科学的な統計をもとにした施策を講じてみたいと思ひますが、今すぐとおっしゃいますと、なかなか容易な問題でございせんので、しばらく時間をかしていただいて、念を入れて調査検討を加えることを御了承願ひたいと思ひます。

○淡谷委員 花というものは果樹以上に從來は閑却された部門でございまして、外貨獲得の上からいつても一役を買つておるものでございまして、その点は十分御配慮を願ひたい。特に河野さんは盆栽の大家でもあるし、花の会の会長でもございまして、忘れられておるのは非常に困つた問題でありますので、大臣まだお見えにならぬようですから、次官からもよろしくお伝えおきを願ひたいと思ひます。

それから振興局長に、あらためてまた、果樹の問題で別個の問題を質問いたしたいと思ひます。落果の損害というものをつかまえる場合に、さっきの御答弁では、ほとんどどうも基準がないようなばうばうとしたつかまへ方をされてゐる。特にこの落果の損害を見る場合に、落果をしたらくだもの値段が上がるから、かえつて埋めるのじゃないかといったような考え方があつたやうでございまして、つまり市場の価格

の問題と落果との関係をお調べになつたことがございせんか。

○齋藤(誠)政府委員 果樹につきましては、生産された地域が非常に広範囲である關係から、たまたまある地区におきます災害によりまして出荷量が減ると、それによつて価格が上がつてくるというようなことは、從來の災害直後におきます価格変動を見ますと、ちよくちよく出てゐる実例でございまして。現に、今回の場合におきます価格の変動を見まして、最も被害の大きかつた関西地方を中心とした大阪市場に對する出荷状況を見ますと、昨年と比較して出荷量が減つておる、そういう關係で、価格が昨年に比べて強含みになっておるというやうな現象が出ておるわけでござい

ます。もつとも、これは直接的な災害に伴う出荷の減といふことと、ことしの生産全体の予測から見て減つてくるというやうな面もあるいはあつるかと思ひますが、いずれにしても、出荷量の動向というものが、直接的な災害等に伴ひまして、変動を來たすといふのが、從來ちよくちよく見られておる例でございまして。

○淡谷委員 その点、どうも私、局長のお考えに納得できない点があるのですが、具体的に落果があつた。この間には相場が非常に落ちてゐるじゃないですか。これはあつた方の統計をとつておきませんが、リンゴだけ見まして、被害を受けた実は、デリシヤスで三百三十円です。運賃をつけて荷作りをつけて三百三十円です。それから、これに押されまして他の品種もずつと相場が立ち直つてゐない。逆に、一回に落果が出荷し、あるいは地元の

要求を満たしますから、値段が上がるどころか、下がつてゐるという実情がございまして、その点はつかんでおられませんか。

○齋藤(誠)政府委員 リンゴについて御質問がございましたので、私もリンゴについて申し上げますと、ことしのリンゴにつきましては、今先生がお話しになりましたやうな状況で必ずしも値段が上がつてゐないといふことは、その通りでございまして。災害の状況によりまして、たとえば、先ほど申し上げましたやうに、非常に入荷量が減つてくるというやうなことになるれば、当然価格は上がつてくるし、入荷量が災害にもかかわらずふえておるといふやうな事態がありますならば、価格についてもおのずから弱含みになつてくる、こういうことに相なるわけでござい

ます。リンゴについて申し上げますと、ことしは災害がありましては、生産量が前年よりも八割ぐらゐるであつたという見通しを立てておられますが、それが災害——室戸台風の前後におきます価格の変動、あるいは入荷量がどういふやうに動いてゐるかといふことを見ますと、リンゴの災害のありました直後の十九日ごろから現在までわかつた資料で入荷量を見ますと、いづれも昨年の数字よりも、一日の東京卸売市場に對する入荷量が相当ふえておるわけでございまして。たとえば災害のありまして十六日をとりまして、その前まではすべて前年の方が、入荷量といつたしましては多かつたのでありますが、十八日以後におきましては、逆に、ことしの方が入荷量が多くなつておる、こういう経過が出ておるわけ

でございます。そういう関係で、価格につきましても、これは今先生がお話しになりました箱当たりでなしに、キロ当たりで見えておりますが、東京の卸売市場における例で申し上げますが、リンゴ旭を例にとりますと、大体キロ四十円ぐらいに推移しております。

○淡谷委員 お話の通りなんです。そこで落果に対するいろいろな処置の一つとして落果の処分、すなわち加工その他に対する何か恒久的な施設をお考えになつていませんか。これは融資の面にも関係があります。加工の方面で何とか一回に出荷される不良品を押えるような構想をお持ちじゃありませんか。

○齋藤(誠)政府委員 落果いたしました果実の中におきましても、農家におきましては、従来災害直後におきまして、青果で売れるものは、できるだけ青果で売れるような努力をいたしておるようであります。またその方が従来のところ、農家にとつては比較的収入がよかつたというふうな傾向が見られるようにございます。しかし、今回のように、非常に大きな落果があつて、えり分けいたしましたも、なお不良品が出てくるというふうな事態に対する措置につきましても、今後十分考えていく必要があると思つております。今回の災害直後におきまして、いち早くわれわれといたしましては、これらの加工向けの処理につきましては、各府県に指導の方針を通達いたしました。それらに対する手配を準備するようにというのを指示いたしておるのでございます。果実の加工に向けていたしたとしても、これはまたなかなか技術的にはフレイバーの問題であ

るとか、あるいはその他の損傷の度合いによつて、どういう用途に向けるべきかというふうなことの技術的な制約もあつたりいたしまして、リンゴでいいますと、カン詰用の焼きリンゴにするとか、あるいはリンゴ・パルプにするとか、あるいはリンゴ・ソースにするとか、そういったような処理方法について、今後一そう指導をいたしていききたい。これに対する直接的な措置はいたしまして、今回の特例を講じてはおりませんけれども、そういうものに必要な農協等の資金融通につきましては、今後一そう努力いたして参りたい。特に近代資金等が出ますれば、それらを大いに活用いたしまして、農協部面等における加工部門の拡充については一段と努力いたして参りたい、かように考えております。

○淡谷委員 どうも果実の問題というのは、ほんとうの未耕地ですから、何から話をし出しても、非常に未解決の問題が多い。近代化資金の問題に逃げられましても、近代化資金の内容というものは、そんなに多くを期待するようなワケもございません。そう逃げ言葉にもなりません。何といつても落果が急激に市場に出たり、あるいは加工方面でもあつたというのには無理をしておると思う。そこにも、さっきの問題に対する、果樹栽培に対する根本的な考え方の切りかえを必要とするのですが、さっきの共済制度について、果実を取り入れるということとは考えていないという次官の答弁がございましたけれども、一体なぜ考えられないのですか。共済種目の中には

いろいろありますけれども、果実に關してどうして共済制度がでないか、どういふふうにお考えになつておりますか。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど政務次官が御答弁になられましたのは、現在考へていない、こういうことを申されたのだらうと存するものであります。農林省といたしましては、三十五年、三十六年度にわたつて、果樹についての共済としての検討資料という意味で調査費を計上して、引き続き検討しております。次第であります。淡谷先生もこの方面については十分御承知かと思つますが、青森県におきましても、任意共済としてやつた例がたしかあつたと思つたのでございますが、いずれもこれらの果樹についての共済は、一県だけで責任を負うというふうなことにつきましては、運営上なかなか困難なものであるし、保険的設計あるいは損失の評価、その他の技術的な部分についてのいろいろ検討すべきものが残されておるといふことでございまして、農林省としては引き続き検討いたしておる、こういう段階でございまして。

○淡谷委員 このごろは連年台風が来ますから、そう慎重審議されておつたのじゃ百姓の方はたまりませんから、次官、さっきの御答弁に關連して聞きたいのですが、共済制度について果樹を取り入れる構想をもう調査を始めておられますか。これは一体どうなんですか。全然見込みがないので投げるつもりなんですか、それともまた、調査の結果やってみようというふうなことなんですか、どっちなんですか。

○中馬政府委員 先ほどの私の答弁で、淡谷先生の方にやや誤解があるのではないかと思つたことは、果樹の共済制度はやらないという意味ではない、ただいまの段階では、今すぐやるといふことについてはふん切りがつかないというところでございまして、三十五年及び三十六年度でその件に關する調査費が出ておりますからしてその調査の結果を待つて、もし、適切な運用が今後できるものであるし、また果樹栽培者の方でもそれを希望されるところという確たる見通しがつけば、当然これは実施すべきものだらうと思つますが、いずれ、詳細な結果については、調査の結果によつて判断いたしたいと思つた。

では、太田先生の答弁をしたいと思いますので、時間の關係上、ちよつとそれだけ。

○淡谷委員 けつこうです。

○立川政府委員 先ほどのお尋ねにお答え申し上げます。

今回の風水害によりまして被害をこうむりました桑の被害量につきましては、先刻振興局長から申し上げましたように、現在までの調査のところといたしましては、桑園の被害面積としまして四万九千町歩、被害量といたしまして千五百二十トンという数字になつております。なお、これは調査の進行中でございますから、最終の結果で多少の異同があるかと思つますが、そういうふうになつております。

ただ、今回の第二室戸の被害といたしまして特に特徴的なことは、ちよつと晩秋蚕の最中でありまして、四国あたりでは二齢ないし三齢の時期、それから東海地方では五齢期に入つておるといふような、非常に悪い時期にいわば災害を食つた、こういうことであります。その際に、この蚕の飼料が瞬時にしてなくなつた、こういう格好になりましたものですから、養蚕農家といつたしましては、その点非常に困つて、いろいろと破れた桑をかき集めて、あるいは遠くから桑を買求めたりするような緊急措置を講じまして、ともあれある程度の蠶はできましたものの、所によりましては蚕を捨てなければならぬというふうなことも生じまして、大へん残念に、また、お気の毒に存じておるわけであります。

で、問題といたしましては、そのように桑がいたんでおりますので、今年とはちよつと晩々秋を掃き立てたと

して、太田先生の答弁をしたいと思いますので、時間の關係上、ちよつとそれだけ。

○淡谷委員 けつこうです。

○立川政府委員 先ほどのお尋ねにお答え申し上げます。

今回の風水害によりまして被害をこうむりました桑の被害量につきましては、先刻振興局長から申し上げましたように、現在までの調査のところといたしましては、桑園の被害面積としまして四万九千町歩、被害量といたしまして千五百二十トンという数字になつております。なお、これは調査の進行中でございますから、最終の結果で多少の異同があるかと思つますが、そういうふうになつております。

ただ、今回の第二室戸の被害といたしまして特に特徴的なことは、ちよつと晩秋蚕の最中でありまして、四国あたりでは二齢ないし三齢の時期、それから東海地方では五齢期に入つておるといふような、非常に悪い時期にいわば災害を食つた、こういうことであります。その際に、この蚕の飼料が瞬時にしてなくなつた、こういう格好になりましたものですから、養蚕農家といつたしましては、その点非常に困つて、いろいろと破れた桑をかき集めて、あるいは遠くから桑を買求めたりするような緊急措置を講じまして、ともあれある程度の蠶はできましたものの、所によりましては蚕を捨てなければならぬというふうなことも生じまして、大へん残念に、また、お気の毒に存じておるわけであります。

で、問題といたしましては、そのように桑がいたんでおりますので、今年とはちよつと晩々秋を掃き立てたと

ころがごく一部残っておりすけれども、来年の問題として、これに對して、桑がいたましたものをしっかりと直しまして、来年にこのいわば障害を来たさないような措置を十分講ずるといふ必要がございます。また、今の、当面を捨てたというふうな農家に對する手当もしなければならぬといふことがございますので、いろいろ關係のところと目下相談をして十分な処置を講じたいというつもりで、努力をしておるわけでございます。

○太田委員 天災融資法のことについて、具体的にお尋ねいたしますが、今の局長のお話から、非常な被害を受けた養蚕農家にその桑園の回復には、幾多の対策をかなり講じなくちゃならぬといふことはわかるのですが、先ほど来いろいろお答えの中にありました天災融資法による融資というものは、この際、桑園回復、樹勢回復のためのたとえば肥料代、この肥料代というものが非常にかさむと思うのですが、この肥料代なども、その天災融資法の対象になるのでしょうか。

○立川政府委員 天災融資によりまして養蚕資金を融資いたしますから、つまり、経営回復に必要な肥料代は、むしろ入るわけでございます。

○太田委員 そうしますと、先ほど、各方面とこれから協議をするのだという進行形のお話があったのでございますが、結論の出るお話を、現在の法制上におきましては、たとえば農業共済によつて損害を補償するとか、あるいは天災融資法によるとか、あるいは自創資金によるとか、いろいろあると思うのです。先ほどの秋蚕を捨ててしまったという気の毒な農家は、あまり

大して被害のないところでわれわれ聞いてみましても、全部捨てたところもあるのだからと思うのですが、まず平均して半分は捨てておるといふ、半分も被害があるのだから、それに対して、今の制度ではこれだけのものは出す、これだけのものはやりましよう、それかならぬ、これは助成なら助成、あるいは融資について、これがな協議中であるという点について、もうちょっと具体的に答えをいただきたいと思ひます。

○立川委員 掃き立てました蚕を捨ててしまった、捨てざるを得なかつたという農家に對しまして、これは農業共済の対象としたしまして、所定の共済金を交付する、こういうことになっています。それから天災融資法に基づいて資金が出るということになります。それから、桑園の樹勢回復とか、そういう経営を立て直すための資金は、その天災融資法の資金でいくという形になるかと思ひます。自創資金は、直接にたとえば桑園の回復というふうなことを目的とするものではむしろございませぬから、直接のつながりはないわけでございますが、自創資金が出ますれば、その資金効果としましては農業経営全般に及ぶというところは、特に申し上げるまでもないかと存じますが、さらに、現地からのいろいろ要望をいたしましては、肥料代そのものに補助をしてくれというふうな意見もございします。これについては、確定的にこうするといふ結論に到達しておる段階ではございません。

○太田委員 そうすると、天災融資は、これはもう間違いない、ただ、肥料代の助成という問題が今未解決だ、

こういうように結論として聞いておいてよろしゅうございしますか。

○立川政府委員 天災融資は全般の問題でございますから、私から申し上げますのはなんでもございしますが、天災融資によつて当然カバールをされる。それから後段おっしゃいました点は、なお検討、折衝中でございます。

○太田委員 肥料代の助成については検討中というところは、見通しもありまうすという意味でございますか。

○立川政府委員 ここで、私だけが、あるなしというところを確答申し上げるあれにはないわけでございますが、いろいろ過去の事例等も研究をいたしまして、目下研究、相談中でございます。

○太田委員 大体よくわかりました。そのほかに、助成のこともなお期待ができるように御相談中という御回答でありましたから、この甚大なる被害に對します対策としては、農家の考へていることを十分お進めいたしておいてと理解をいたします。けれども、非常にと忘れられつある養蚕農家でありまうすから、天災融資にいたしましては、算定の仕方などで、できるならばなるべく安い、三分五厘なら三分五厘の特別低利の資金が貸し与えられるように、あるいはまた肥料代の助成につきましても、極力農家の気持ちに合致いたしますようにお取り計らいをいたしたいと思ひます。今のお話の中から、そういうふうにおわれれば期待していて間違いないと考えますが、もう一度局長のお気持ちを述べさせていただきます。

○立川政府委員 申すまでもなく、災害にあわれました農家は、一般に経済

条件がよかつたところに、急激に地域的にひどい被害を受けたわけでありますから、非常にお気の毒であり、われわれにいたしましては、その経営の立ち直りにできるだけの力を尽くさなければならぬというつもりでございます。ただいまいろいろ御意見のございました点を十分に含みまして、努力をいたしたいと思ひます。

○淡谷委員 あと二、三点お聞きしまして終わりたいと思つておりますが、今の共済問題です。これはどこでおやりになつてもかまいませんけれども、あなたのおっしゃる通り、任意共済と申しまして、果樹の共済は非常に金高がかりますから、一果単位のものじゃだめなんです。やはり再保険みたいな形で国がバック・アップしなせん、この問題の解決はつかぬ。従つて、おさなりじゃなくて、果実災害の救済のために、国が身を乗り出して共済制度と根本的に取り組むかどうかという問題、これを一つ、局長としてのお話を聞かしてもらいたい。

○齋藤(誠)政府委員 果樹につきましては、今御指摘になりましたように、なかなかに一果だけでは成立しにくい。従来各県でやった例がございしますが、いづれも、大きな災害を一つ受けてと成り立ないというふうな事態も生じておりました。そういうふうな意味におきまして、危険分散をもつと広範囲にどういうふうによつていくか、あるいは果樹自身につきましても、それぞれ果樹の種類によつて違つてございします。これを果樹一本でまとめて行なうといつたとしても、なかなか技術的にむずかしい面があるわけござい

ます。従来ともそういう例もありまして、なかなか技術的な問題につきましては説明しきれないというものが、現状であるわけでございます。従いまして、私にいたしましては、結論としてどうだといふことを申し上げる用意をいたしておらないことは、非常に遺憾であります。そういう状態でござい

○淡谷委員 大臣がお見えにならないのですから、次官に一つかわつて御答弁願ひたいと思ひますが、先ほどから、果樹災害に對していろいろと当局に対策を尋ねましたが、一つとして満足すべきものはございせん。第一には、この果樹災害の調査実績において全く不十分でないといふことが一点。特にこれに關連しまして、非常に大きく日本農業の上に浮かび上がつてきておるに對しまして、花の栽培については、基本的な農林統計ができていないわけですね。いわんや、これを幾らやろうと思つても、災害の実績がつかまるわけじゃない。この対策につきましても、もう法律上どうにも道がないから、果実災害の方は無視をして、災害は果樹で押えたから、対策は果樹の災害補償でやつていくというふうな、非常に筋の通らない根本対策が立つておる。それから果実の災害の特徴であるところの落果の処理についても、またまった考えはほとんどないやうであります。ほとんど連年災害を受けております果樹がこの連年災害を受けておるに成長財であるといつてみたり、今後の農業の先端に果樹産物を置くといひましても、また園芸を置くといひましても、これでは一歩も前進するものではない。新しい苗木を次から次へと植

す。だから、そこまで持っていくには、補助まで踏み切ったその考え方は、基礎というものは、相当強力なものがあつて、われわれの納得するものでなければならぬと思う。その点についてはどういう考えを持っていられしやるか。

○村田説明員　御指摘の真珠、ノリ等の養殖のいかだの被害に対する国の補助なり、あるいは融資等の措置でございしますが、この点は先ほどもお答えいたしましたように、必ずしもその被害を受けました施設の全部について補助の措置を講じておるのではないのでございまして、一定の制限を設けまして、制限を設けました趣旨といたしましては、零細企業、具体的にはたとえれば保有台数が十台以下であるとか、そ

のうちでも、先ほども申しましたように、補助の対象に具体的にになりますのは、二台分というふうな限定をいたしておるのであります。限定をいたした趣旨は、こういった種類の事業には、相当大規模にやっている事業もございませうけれども、そうしたものは直接には補助の対象にいたさないで、もちろん融資の道はございますけれども、補助の対象にいたしましたものは、ただいま申しましたような十台以下の経営態様であるというふうに、中小の企業を主体に考えておる次第でございます。

○西村(力)委員　そういう行政的な部署にわたった措置を言うのじやなくて、真珠養殖、カキ、そういうものに補助を出すまでに踏み切らざるを得ないという考え方の基礎はどこにあるのか。今のお話を聞きますと、零細企業

手助けをするのだ、こういう考え方であつて、そういう考え方であるとするならば、それを敷衍していきますと、果樹農業に対する補助というものがなぜできないか、カキの養殖あるいは真珠の養殖をやっているもの以下の零細な果樹業者、今度の台風においてはリンゴだけをやってる農家なんかは、ひどくやられたところは、三日も四日もぼう然としたままで手が出ないというところまでいつておる。それほど被害がひどい。その経済力から言いますと、今言ったカキ、真珠養殖の零細な業者以下の資力しかない、生活力しかない、こういうものであるわけです。補助を出すものは零細だから出せるといふなら、そういう思想がそこにあるとするならば、果樹農業になせ出せないのですか。私が先ほど、これを国民の生活に必要な品だと格づけをしるということは、必要品であるならば、国家の補助というものに踏み切る基礎がそこに出てくるわけだ。しかも、カキ、真珠養殖の零細企業が立ち直ることができないから、国家の補助をするというならば、農民はもっと零細なんですよ。これはもう補助を出す理由というものはますます出てくるわけです。そういう点を私は指摘したい。その点につきましましては、中馬次官が必需品だと考える、こういうことを明確にされましたので、これを農林省の統一的な考え方としてはっきり確認してよろしいですか。

○中馬政府委員 カキや真珠について補助金が出る、その根本的な理由は何かというところでございますけれども、先ほど水産庁の方からお答えをいたしましたように、零細なる企業であつて、立ち直りがなかなか困難であるというこのほかに、私は、生産手段が一切台風によって失われて、ほとんどどろ海だけが残つてしまふというところが、一つの考え方ではないかと考えておるわけでありまふ。果樹の場合は、カキに比べて、生産手段たる畑そのものは多少残るし、それがもし災害を受けた場合は、農地の災害復旧として補助を認めておるわけでありまして、私どもは、あえてカキには補助を出すべきで、果樹には出してはならないというようなことは、ただいままでの段階としては、生産手段をことごとく失つてしまふという点においては、ややカキの方がひどいのではないだろうか、こう考へておるわけでありまふ。

○西村(力)委員 誤解のないようにしていただきたいが、真珠とかカキに補助金を出すことが悪いということじゃないのです。ただ、そういう人々が零細だからといって補助を出すならば、果樹業者に対して、補助を出せないという理由はないじゃないか、しかも、嗜好品であるという格づけならばとにかく、国民生活の必需品だと格づけするならば、その観点からは、やはり手厚いその助力策というものは、当然踏み切られていくべきじゃないだろうか、こういう考え方なんです。その点ぜひ今後とも検討を願いたい。また、私たちこれから努力して、しかるべく案の作成、そうしてまた、与野党とも一致した形における一歩前進、融資措置から一歩前進の方向、必要品として認めたということが具体的に現われる、果樹災害に対する助成の方向を打ち出して参りたい、こう思いますので、その際は、農林省の方においても大蔵省の方においても、これを受け入れる、こういう態勢をぜひ皆様方の御相談で打ち立てておいていただかなければならぬと思うのです。それはぜひ一つお願い申し上げたいと思うのです。

それから、果樹とちよつと違うようになりまふが、私、災害で開拓地をずつと回つてみておるのですが、この災害は、貧乏人ほどひどい災害を受けておるといふことは、これは開拓地に限らず、どこでもそうなのであります。あるわけでありまふ。ところで、一つは、やはり、その開拓民の話を聞くと、私たちの将来性というものに少し疑問を持たざるを得ない、政府が責任を持って他に移住あるいは転職をさせてもらえるならば、集団的に移動をしたいというところを、笑い話ながら話しますが、笑つてはおるけれども、真剣な気持ちがあるだろうと私は見ておるのです。私の県などを見ますと、百二十回ばかりあるうちに、将来性に対して見込みがありやいなや疑問だというのが、その二割近くもあるという状況です。戦後十数年間そうやりながら、なおかつそういう状況にあるわけでありまして、この際、そういう捨て子をされたような状態にある開拓地の人々が、本人たちが希望するならば、思い切つた移住あるいは他に集団転職という措置を、国の責任においてやる、こういう意思がありやいなや。この点はなかなか問題が多いでしょう。集団のことでありますから、一人が反対すればどうにもならぬということになるで

しょうし、あとの財産整理の問題もあるでしょうし、また、他に転職するその先が十分なる保証をされるものでないということであるとするならば、だれでも出ないだろうし、問題はいろいろあるだろうと思うのですが、そういう苦境にある開拓団は、この際、本人たちの希望と将来性を見通して不安が濃厚である場合において、国の責任においてそういう根本的な解決策をとる意思があるかどうか。

○庄野政府委員 開拓地の振興対策ということは、かねてから政府として、非常に重要なことと思つて推進しておるわけでございますが、その一環といたしまして、開拓地の自然条件が非常に悪い、ここで開拓を継続するよりはほかの開拓地に移つた方がいい、そういう方もございまして、また、もう開拓はやめて他産業の方に従事したい、こういうような開拓者も中にはあるわけございまして、また、残つてここでぜひ開拓を継続したい、こういうような開拓者もあるわけでありまして、この開拓地を出ていくというところが、あとに残る開拓者の経営規模を大きくする、経営基盤がそのためによくなる、そして、開拓がよくなくなつたような問題とそれからみ合わせまして、不振開拓対策の一環といたしまして、開拓者が新しい開拓地に移るといふ場合は、新規入植の扱いをして、住宅資金とかその他の経営資金の融資、その他補助をする、そういうような考え方でやられているわけでありまふ。なお、この開拓者の集団的な移住、あるいは開拓地からほかの産業なりのほかの土地に移るといふような問題につきましては、ただいま開拓審議会

で、開拓者の不振対策の一環として十分審議されているわけです。いずれその結論も出ようかと思ひますが、現在においてはとらええすは、新しい開拓地に移る人には新規扱いをする、それから都市なんかに出る人には系統資金等の補助をする、こういうようなことで推進している次第であります。

○西村(力)委員 現状はそうでしょうが、政務次官、どうですか。集団全体が、開拓全体が、他に活路を見出したという意思が統一する、それには、こちらからこうしたらどうかという誘いかげがなければだめだと思ふのです。そういう意思がある場合には、国が責任を持ってそれをやらせるという方向に持つていかなければならないと思はれるような開拓地もあるわけですから、また、本人たちも、冗談まじりではあるけれども、そういうことを言っている向きもあるのです。そういうことは、政府の責任で、はっきり他に移住あるいは転職を集団的にやるということをやらせる、こういう考え方に向くことがぜひ必要であると思ひます。今のうちに、希望者があれば、間引きして補助金を出して入植させる、あるいは他に転職させる、こういうことではないかと、集団的にそれをお世話するということに対しては、どうでしょう、農林省の開拓行政として考えられるかどうか。

○中馬政府委員 開拓地の転職あるいは移動のことにつきましては、事がきわめて敏感に開拓行政に反映いたしますが、私がただいまここで申し上げたいことは、とくま誤解を生じてはいけませんので、慎重に申し上げたいと思ひます。御指摘の通り、連年災害

で、開拓者の不振対策の一環として十分審議されているわけです。いずれその結論も出ようかと思ひますが、現在においてはとらええすは、新しい開拓地に移る人には新規扱いをする、それから都市なんかに出る人には系統資金等の補助をする、こういうようなことで推進している次第であります。

を受けて、極度に貧困な状態にあつて、しかも、将来の見通しがどうしても立たないというような、集団的な移動を必要とする地帯につきましては、ただいま自治省の方で、特にこれは伊那谷の集団災害を基準としてお考えになつたと思ひますけれども、集団移住を積極的に加勢をいたしたいという法律案を準備いたしておりますが、当然農林省の開拓地等もこれに該当いたしますので、ただいま自治省の方とよく相談をいたしておる最中でございます。

○西村(力)委員 もろろん、これは本人たちの希望がなければ強制するわけには参りません。私は、希望を前提とした場合ということをお願いしておるのでございます。

これで終わりまするが、ただ一つ、私の県なんかは、開拓地の周辺はほとんど国有林野でございますが、開拓地の経済力を増すための一つの例として、高山植物のハイマツの実を取つて、それを植えて苗木にして、盆栽を作つて売つてゐるといふ職業をやつておりますが、そうすると、林野庁で、その問題についてちよつと牽制をかけるという話がありました。営林署長に話したら、そういうことはありません、実を取るだけならば、御希望を申し出れば十分に措置しますという事です。山間部は、林野庁との関係における生活面というのは非常に多いわけですが、それになお、この災害から立ち上る場合において、林野庁が開拓地の諸君に対して何らかのあたたい措置をとつてくれれば、災害から立ち上るという点において相当プラスになるのではなからうか、こう思

うのです。そういう点から言えば、国有林野周辺の開拓地の被害から脱却しようとする努力に対して、思いやりのある措置をとるべきであるといううな、そういう公式の文書でなくとも、そういうような方向というものを、林野庁の方から関係営林署あたりを、意思を伝達する、こういう工合にはできないものかどうか、その点お聞きしたい。

○吉村政府委員 国有林野内の開拓地の入植者の問題でございますが、この問題につきましては、災害時、平時を問わず、特に営林局署におきまして十分あたたい気持をもつて取り扱うように、援助をいたしますように、指導をいたしております。特にこういった災害時におきましては、その労働力を国有林野事業に吸収する、そして、できれば、木炭の資材だとか、まきの資材だとかいうようなものを払い下げ、生業を与えるというように、あるいはまきの生産に従事していくというような方途を講じまして、僻地の隔離しておる個所につきましては、あたたかい手を差し伸べるように指導いたしております。あるいは、もし、その場所によりましてそういうことが足らないようなところがありまして、重ねてそういう点については特に注意して指導いたしたいと思ひます。

○西村(力)委員 足りないというわけじゃないのですが、現実には開拓民の周辺に、目の先に国有林野があつて、それとの関連で生活し、また、災害から立ち上るものではないかなければならぬ事情があるものですから、今の御趣旨は十分わかりましたが、なお一段とそういう趣旨を徹底せられまして、場合に

よつたら風倒木の枝なんかはただでくられて、炭焼きの材料にするくらいに氣持でこの際はやつていただきたい、こういう氣持を申し上げておきます。

○濱地委員長 午後二時半より再開することといたしまして、休憩いたします。

午後二時五十分開議
○濱地委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○石田(有)委員 きようは、大臣が都合がつかないようでございますので、關係の局長へお尋ねをしたいと思ひのであります。

最初に、自創資金について伺ひをしたいと思います。本年の五月以来の災害に對しまして、災害に關する資金ワクというものがどの程度用意されてゐるか、また、今日までの各県からの要請額がどの程度であるか。これは從來、災害關係は、災害の程度その他によりまして所要額を増額するのものが、その例であります。今回の引き続く災害に對する資金の割當、それから需要額、それからその点をお尋ねをいたしたいと思ひのであります。

○庄野政府委員 自創資金につきましては、三十六年度は百六十億のワクが当初決定いたしておりますことは、御承知の通りでございますが、そのうち、当初農地の取得並びに維持資金といたしまして九十億配分いたしましたので、七十億残っております。このうち、融雪災害、あるいは四月、五月の

フエーン災害その他を配分してありますし、また、北海道災害等、早急に検討して決定いたすべきもの等がございますので、そういうものを差し引きしますと、災害ワクとして二十億程度、三十億足らず残つておる、こういう状態でございます。なお、災害につきましては、ただいま申し上げましたように、フエーンまで配分が済んでおりますが、その後の集中豪雨、それから八、九月の災害、第二室戸、そういうものにつきましては、今統計の方から出て参りました資料を基礎にいたしまして、配分を算定中でございますが、大蔵省と今折衝中でございます。なお、府県から出て参りました要望というものは逐次集まつておりますが、六、七十億程度あるというふうに承知いたしております。

○石田(有)委員 府県からの要望額に見合う程度に増額できることであろうと思ひますが、その点はどうか。

○庄野政府委員 災害資金につきましては、御承知と存じますが、農作物の被害統計を基準にいたしまして、激甚な、大体七割以上の被害という農家を對象にする、こういうふうになつておりました。なお、天災融資法による融資、あるいは米麦等につきましては、共済金の支払い、そういう予定額を控除いたしまして、対象農家というものを配分するように相なっております。御承知のように、天災融資法のワクなり、あるいは融資限度も、今次の災害で引き上げられる状態でございます。今いろいろ検討している段階でございますが、既定の自創資金のワクでまかなえ

るかどうかという点につきましては、今明確な御答弁を申し上げる段階に至つておりません。

○石田(有)委員 自創資金の貸付であります。昨年度までは大体三反歩以上の農家に貸付をしておつたのであります。今年度からは、いわゆる農業基本法との関連において、小農を切り捨てたと思ひますが、六反歩以上の農家でなければ自創資金の貸付の對象にしない、こういうことに取り扱われておるようであります。これは山間地方などでは、三反歩ないし五反歩というよう小さな農家でも、実はそれだけによつて生活を維持するといふことはもちろん困難でありましようけれども、地域々々で出かせぎをするなり、あるいはその他の兼業等をやつて、保有米農家として、それによつて大きく依存してゐるわけでありますが、特に今次の災害を受けた農家で、生活に困窮しておるような人たちに對して、六反歩以上でなければ貸付をしないというような措置は、天災に加ふるに、さらに政府がこれに追い打ちをかけるにひといひものであると、ことで、地方から非常に強い批判が向けておるのであります。少なくとも従来のように、被害農家に對しては、三反歩以上の農家に對して融資すべきであると思ひるのであります。この点はいかがでしようか。

○庄野政府委員 自創資金の運用につきましては、本年度から新たに加えた要件としては、自立農家の維持育成という点を配慮して運営するようにというふうに加えておりますが、そのほかの点につきましては、何ら従来と

変更はいたしておりませんで、従来通りの運営をいたしております。それで、今御質問にありましたように、六反歩以上、そういった運営につきまのての基準なり、あるいは指導はいたしておりませんので、さよう御承知願いたいと思います。

○石田(審)委員 政府がそうした明確な方針を打ち出しておられないということになりますと、これは、やはり自立農家の育成というような指導要綱が何かで府県がやっておるのではないかと。現に、つい二、三日前に新潟県から参りました県議会議員の諸君が——そういうことはあり得ないということをおもひいろいろ反論をしたのであります。これは現にやっておる、これは大へんな問題だ、山間地帯などでは重大な問題だから、ぜひこれはそのワクをはずしてもらいたい、こういうことを言っておるわけですから、あるいは農地局長の方ではそういう文書を出しておらなくとも、農業基本法に沿うところの、今ちよつと触れられた自立経営農家の育成という趣旨から、府県などが具体的なそういう方針を打ち出してありますから、やはりその線に沿うて府県などがそういう取り扱いはしておるのではないかと。これも十分考えられる。でありますから、もし新潟県において事実そういう取り扱いはしておるとすれば、その取り扱いは適切なものではない、従来通りの取り扱いをしなさいという指示を、あなたの方からやってもならなければならぬ。それをおやり下さいませ。

○庄野政府委員 自創資金の運用につきましては、ただいま御答弁申し上げた通りでございます。新たな変更

は、先ほど申しました維持育成も考えろ、こういう程度でございます。それで、今御指摘のような事実があるとすれば、これはいかかなものかと存じますが、取り調べたい、こう存じます。なお、御承知のように、自創資金につきましては、非常に希望者も多いわけでございます。配分のワクに比べて、あるいは県におきましてそういう優先順位というようなものをつけている場合もあるかと存じますが、そういう点は取り調べて善処したいと考えます。

○濱地委員長 石田先生、ちよつと御相談ですが、商工委員会から農地局長にぜひ一度、早くという要求があるのですが、そのおつもりで、一つ御考慮してやっていただきたいと思ひます。

○石田(審)委員 こつちもそう時間がかからないから……。

今の答弁を聞きますと、やはり各地方ごとに、基本法に基づく構造改善計画であるとか、いろいろな構想が具体的にできておるのですね。ですから、国の方でそういう考えを具体的に示さなくとも、地方ごとにかなり行き過ぎた政策が、この問題だけでありませぬけれども、出しておるわけですね。そういうものを、これからお調べになるということでは、どうもはなはだたやうりないわけでは、これは察するところ、新潟県だけじゃないやうです。ですから、これについては早急に、災害を受けて困っておるところの農民にさらに政府が追い打ちをかけるような、そういう残酷な措置をとるべきでないという態度を明らかにしたものを、文書を通じて全国の災害地にはぜひ出して

らいたい。それは皆さんが御承知になつていないほど、末端では進んでおるのですよ、市町村あたりでは。こういう点については、ぜひこれは文書をもつて、行き過ぎのないやうにという注意をしてもらいたい。どうですか。

○庄野政府委員 行き過ぎであるかどうか、県のいろいろな事情があるかと存じます。そういう点、災害農家との関連におきまして、実情に合わない点がある、もし運営においてなされておるような事情が判明いたしますれば、善処いたしたい、こう考えております。

○石田(審)委員 どうも政府のやり方というのは、非常にずるく立ち回つておつて、基本法の関係はみんなそうなんです。だから、国会で盛んに議論をしておる間に、法律がまだ審議の過程において、どんどん末端の行政が進んでしまつておるんですね。最も極端なのは、裸麦の作付転換でしょう。これは農民をべんにかけるやうなことになるのですね。法案の審議中に、すでに末端の行政が先に行つてしまふ。私は、これもやはりその一つだと思ふのですが、これは十分考えられることなんです。市町村ごとに自立経営農家の育成というやうなことになる、いや、三反歩じやとでも自立経営農家にならないから、災害を受けて困つておるならば、早くどこかへ追い出した方がいいなどという方針が出ておるとすれば、それは政府の思ひつぽであるかもしれない。しかし、災害を受けた農家にそういう追い打ちをするやうなことは一体許されるかどうかということ。あなたは今聞いておらないと言ふけれども、おそろしく知つておられるでしょう。わからぬはずはない。そ

うとばけた答弁をしないで、もつとはつきり、そういう行き過ぎをやつて、災害を受けて困つておるものに特にその自創資金の貸し出しをしないというやうなことは、これは適切な措置でない、そういうことはやるべきでないという文書をなぜ出せないのですか。そういう文書を流されても、地域でまたそれぞれ勘案するでしようけれども、やはり政府がそれくらいなことをやれないというはずはないのです。これから調査しておつたのでは、もう間に合わないでしよう。自創資金はもうちゃんと手続が済んでおるので。済んでおつて、それぞれ今ふるいにかけておるわけですから、これから調査して、いつになったら調査が上がってきますか。その間違いを発見したときには、もうすつかり資金の配分は済んでおる。そのうちに、かかる小さな農家は、もう農地を売り払つて都会へでも出なければならぬ。それが政府のねらいかもしれないけれども、そういうふ屈きな態度というものは、ないでしよう。そういう答弁はないのですよ。もつとはつきりしない。

○庄野政府委員 災害につきましては、資金は、ただいまのところは、雪害と台風四号だけ配付いたしております。集中豪雨以降の災害資金につきましては、まだ配付いたしておりません。配付につきましては、今御指摘のやうなことのないやうに注意をいたしまして配付いたしたい、こういう考えでございます。

○石田(審)委員 これからのものは注意をするのはいいけれども、今までやつて現に問題になつておるといふことを、私は指摘しておる。新潟県の県

議會議員がいかがなことを言つておるはずはないですよ。これは何回も聞いておる。つい数日前、県議會議員がこちらに来て、はつきり言つておる。きやうもその議員は来ておりません。だから、そういうものについて行き過ぎてはならない、災害に対してはまた政治的な追い打ちをするやうな残酷なことはやつてはならないという趣旨の文書は出せないですか。お出しなさいよ。出せないということはないでしよう。

○庄野政府委員 御趣旨に沿うやうに善処すると先ほどから申しておる次第でございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○石田(審)委員 どうも政府の政治というものは、いつでもそういうことになると思ふのです。だから、上の方では、いろいろな方針や基準や何かを定める。しかし、末端へいくと、いろいろとゆがめられて運用されておる。政府の役人は、知つておつても実は知らぬ顔をしておる。そういう場合が非常に多い。ことに農地局には多いのです。農地局では非常に問題があるので。私は、きやうは災害委員会だから申し上げませんが、次の機会に、私は農地局の問題を一つ持ち出そうと思ふのですが、不届き千万なものが多いですよ。だから、これは早急に善処してもらいたい。

次に、やはりこの問題でありますけれども、災害が非常に広範かつ深刻でありますから、その需要がきわめて広範に及んでおるわけですから、今までは部分的な農家がこれを借り受けるにあつては、保証人なども相当に頼むことができたわけですから、今度は非常に

広範なものでありますから、なかなか保証人を頼みにくい。そこで、お互いに相保証というか、相互保証というか、お互いに保証人になり合つて、この資金を借りよう、こういうことを実は相談をしておるわけですか。ところが、これについては、相互保証は相ならぬ。認められない。相互保証ができないから、そのかわりに農地の抵当権を設定せよ。要するに、農地担保で融通しよう、こういうことで、急にそれをやり始めておるわけですか。この法案が成立した当時、私も法案の審議に参画したものであります。特に農地担保で貸付をすることもできるけれども、農地担保をとるべきでないという趣旨でこの法案が成立して、その後、しかし、末端の窓口の関係もあり、県連等の態度もありまして、かなり広範に抵当権の設定をしておるものであります。今回のような災害にあつて、特に相互保証を認めないからということ、一々農地の抵当権を設定するといふようなことは、これまたまことにわれわれの遺憾とするところでありまして、これに対しては、やはり相互保証というものは認めて、して農地担保をとらなくても融通をするように御配慮を願わなければならぬと思つておりますが、いかがでしょうか。

○庄野政府委員 自創資金の貸し出しにあたりましては、公庫の業務方法書では、人的担保または農地などの物的担保を設定するか、いずれか一方または双方をすることになっておりまして、人的担保でもなければ、物的担保でもよろしい、こういうふうになっております。制定の当初におきまする事

情は、たゞいま石田委員からお話がありました次第であります。自創資金と申しますものは、非常に被害が激甚でございまして、場合によっては無担保状態に近い、それから一般のほかの金融のベースにも乗りにくいといつたような農家に對して、自創資金の効用が非常にあらわれて、自創資金で、これを人的担保と申しますと、やはりそういう方には、農民の中でも保証人になってやろうといふような人も、場合によつては少ない場合もございます。まして、人的担保だけに限るといふことは、災害を受けた農家が自創資金の融資を受けましたに、きまじき支障になる場合もあるかと存じます。そういう事情もありまして、人的担保ができない人は、物的担保でも立ててもらわれない、これは金融機関でありますから、貸しにくい、こういうような事情がありまして、いずれか一方というところで、その被害農家の借りようとする農家の状況に依りまして、最も便宜な方法をとりたい、こういうふうな考えでおります。

○石田(有)委員 そういふ際に、相互保証が困難である、どうして借り入れに都合が悪いといふような場合に、地方の自治体などがこれを保証する、あるいはその損失を補償するといふような手続によつて、被害農家に安心を与える、また、融資の道を開いてやるというふうな措置がとられることが、最も適切なものであると思つておりますが、そういう面についての御指導についてはいかうにお考えでありますか。

○庄野政府委員 自創資金制度と申しますのは、自作農の経営の安定をはかる、こういった見地から、国がその責任と負担において自創資金を貸し出しているわけにございまして、そういうような政策、目的にかんがみますれば、地方公共団体に保証させるといふようなことを制度として取り上げるということとは、必ずしも適当じゃないか、このいふふに考えております。しかし、一方におきまして、災害関係の融資にあたつて、保証人の資力が十分でないような場合、これを補充するために市町村等が損失補償を行なうといふことについては、特別の例としてまゐるようございまして、今後十分検討して参りたい、こういうふうな考えております。

○石田(有)委員 なお、これと関連いたしまして、実は土地改良等の関係であります。やむを得ない場合には抵当権を設定するといふことも実はあります。また、保証人が時にはそれを希望する場合もあるのです。ところが、新潟県あたりのように土地改良事業が広範に行なわれておりますと、土地改良事業が完成いたしました、土地改良事務が非常に滞滞しておる。私ども地方では、土地改良事業が完了した後に五年くらいたつても、まず登記事務が完了してない。そうすると、抵当権を設定するにあつて土地改良区の証明を必要とする。そこで、非常に事務が複雑になつて、実は困つておるわけなんです。これは農地局の責任ではないとおっしゃれば、それは直接農地局の責任でないかもしれないけれども、実は法務省の責任です。地方によつて非常に困るものでありますから、農業委員会や農協などが、法務局の登記事務の手助けをやつたり、いろ

いろやつておるわけです。それでもなお、四年も五年も登記が完了してないという地方が非常に多い。これについては、やはり法務省の事務ではあるけれども、農地局として何らかの措置が必要である。直接法務省と話を進めさせる、あるいはまた法務省との間で話し合ひの結果、両方これを促進するといふようなことが、どうして私は必要だと思ふ。これは今の問題との関連でつけたらありますけれども、一つ心がけておいて、促進をしていただきたい。実は法務省の関係者を呼んで少し責任を追及したいと思つたのですが、きょうは呼んでおりませんから、局長からこれを含んでもらつたらよろしい、こう思ふのです。

それから農地局長にもう一つだけお尋ねして、あとはほかの局長にかわつてもらいます。それは土地改良区の問題であります。被害の激甚な地域では、賦課金の徴収が全く不能に陥つておるわけなんです。賦課金というものは、地域では、維持管理費ももちろん、それからまた償還金、これも完全に徴収不能、こういう状態です。そこで、新潟県では、県から農協の県連に二千万円の預託金を出して、そこから融通して急場の金をやつておるわけなんです。これは土地改良区としては大へんなことなんです、実は県が預託金を出して、信連から金を出しても、利息その他の負担で、大被害を受けて賦課金皆無だといふのに、その利息を払つて、将来これを返還しなければならぬ。こういうことになると、なかなか負担が大きいのです。そこで、維持管理費については、政府が特別の利子補給等をするとする資金をお考え願われないか。

もう一つは、借り入れの事業費の償還であります。この償還を延期をする。延期をするといひました。一年なり二年なり延期しただけでは、この次に重複してまた償還しなければならぬようなことになりまして、これじや事実上償還不能になる。そういう関係で、従来の償還の償還すべき借入金とあわせて、新たな低利長期の資金をここに設定する必要があるんじゃないか、こう考えるのであります。この償還金に対する取り扱い、それから維持管理費についての別個の融資をし、それに対する利子補給等の問題について対策がございますかどうか。

○庄野政府委員 土地改良区の賦課金の、事業費の方の農民負担になつております。公庫から借りておる分の徴収でございまして、農民の方々が、今次災害によりまして非常に償還が困難になつてくる、こういうことに相なりますれば、公庫の業務方法書にも、災害その他で償還が非常に困難な場合は、償還条件の緩和等の措置ができるようになつておりますので、それを活用いたしまして、十分緩和の措置をとれるように公庫の方にもよく指導したい、こういうふうな考えております。

いうふうに取り扱いたい、こう思っております。

なお、登記の促進についてでございますが、御承知のように、不動産登記は更新力を持っておりまして、非常に重要なことでございまして、法務省でもその点重要に扱っておる次第でございますが、御指摘の点もありまして、その点については、早速法務省の方に連絡いたしまして、この促進方を要望しておるわけでございますが、私の経験といたしまして、誠に早干拓なんかのときの災害のときにも、登記ができていて、抵当権の設定が非常に困る、こういうような事案がございまして、果なりから応援をいたしまして、登記の促進をはかったというような事例もございまして、われわれの方といたしまして、できるだけ登記の促進をはかるような措置も県に要望いたしまして、自創資金の貸し出しに支障のないようにいたしたい、こういうふうに考えております。

○石田(有)委員 維持管理費の天災融資の方の金ということになりまして、これはやはり利息の負担が過重になるし、やはり別個の資金を一本作って、そうして利子補給をするというのをこの機会に考えるべきじゃないか。実は土地改良団体の財政再建に関する法案を前国会に私も提案をいたしました。前に、前の周東農林大臣がこの問題について特に国会で発言をされて、土地改良団体の財政再建についての償還期限の緩和、それから利子補給、そういうことについて政府として考えようという答弁もあったことであり、特に今度のような深刻な災害を受けた機会に、そういう道を開くことが必要だと

思っておりますが、それは考えておられませんか。

○庄野政府委員 今回の災害につきましては、直接その維持管理費の利子補給といったような点については考えていない次第でございますが、不振土地改良区の再建の問題といたしまして、従来から非常に問題になっておる次第でございますことは、石田委員の御説の通りでございます。その点につきましては、われわれといたしましても引き続き検討をいたしておりますが、まだ結論は出ておりません。

○石田(有)委員 この機会に、やはり被害のはなはだしい土地改良区に対しては、特別の融資措置を考へるべきだと私は思っております。要するに、不振土地改良区といふようなもの、不振土地がしばしば起こるというようなことが、いわゆる不振土地改良区になることなど、今日土地改良区というものの財政状況は、どこでも非常に困難になっておる。従って、災害のような機会をもって、新たな一つの道を開くということが、私はきわめて適切なものであると考へるのであります。これを一つぜひお考え願いたい。しかし、これについて局長に、そういう新しいものを今ここですぐ作れと言つても、これは無理かもしれませんが、政務次官が見えておりますので、政府もきのうあたり新たに災害の法案が出されたようでありますから、早急にそうした特別の融資についてのお考えを願いたいと思つておりますが、政務次官どうですか。

○中馬政府委員 土地改良区の運営につきまして、いろいろ資金的に難澁いたしているところがかなりあるかと思

いますので、よく個々のケースで調査をいたしまして、もしどうしても特別の金融措置を講ずるような必要があるならば、あらためて農地局内において検討させていただきたいと考えております。

○石田(有)委員 局長、これはやはり関係がありますから、もう少しお聞きしますが、今度実は、新潟県の災害でヘリコプターで農薬の散布をしたのです。これはもうすでにお聞きになっておられると思いますが、詳しいことは申し上げませんが、従来災害については、たとえば旱害に対する場合、あるいは水害の際に、その施設、すなわち揚水機または排水機の使用料あるいは燃料、これは災害のたびごとに補助の対象にして取り扱われて参つたわけ

です。ことに二、三年前には、防除器具に対して大幅な助成が行なわれたことは、これは局長より御承知の通り。そこで、そういうふうな干渉あるいは水害の際に、揚排水機、あるいはまた、農薬散布のための防除器具の購入費に対しては、大幅な助成措置をとられて参つたのであります。今回の水害にあたりましては、飛行機でこの農薬の散布をいたしております。ところが、これについては、先般当委員会において、大野委員から、その農薬代は別として、少なくともヘリコプターのチャーター代、輸送費、それだけは当然政府が補助すべきだといふことを指摘されたのに対して、大蔵省の主計官であります、十分検討いたしましよという答弁をしておるわけ

です。検討しましよと言つてからもう相当時間もたつておりますし、担当の農地局から強くこれは要請をされない

と、大蔵省が、ただすなおに出してくることは考えられない。ことに水防資材に対しては、従来いろいろ問題がございまして、今回は三分の二の補助を出すというところになって、法案も提案されておるからであります。で、これは当然政府が補助の対象とすべきものであるし、また、大蔵省でも検討しますと言つてから、相当時間も経っているのではありませんか、その後の経過を承りたいと思つております。

○齋藤(誠)政府委員 ただいま、水害跡地におきます農薬防除に空中散布の方式を使ったケースに対して助成をしようという御趣旨でございますが、先般の集中豪雨の際も、新潟県あるいは長野県等におきまして、災害の跡地へ、その直後で、農家の住宅等も相当の損害を受けている、その地帯の水田もまた相当の水害を受けているというような状態の際におきまして、たまたま防除適期にあるにもかかわらず防除が十分でき得ないということで、空中散布の方法によりまして農薬の散布をいたしましたのでございます。従来、防除に對しましては、町村が共同防除をするための防除器具が流失する等の事態におきましては、これに助成するといふ方法をとつておつたのであります。が、今回は空中散布の方法でこれを処理していった、こういうことでござい

ます。われわれ農林省の振興局といたしましては、最近におきますヘリコプターの利用による農薬空中散布といふ方法は、だんだん伸びて参つておるような実情でありまして、たまたまそれが災害の跡に利用された、しかも適期にこれが活用されていったといふことにつきましては、はなはだ望まし

い方法であつたと考えておるわけでございます。これにつきまして、先般当委員会で大野委員から御質問もありましたように、振興局といたしましては、チャーター料に對します何らかの助成を講じてはどうか、こういうことで、大蔵省と協議を進めておる段階でございます。協議のその後の段階はどうであるかという御質問でございますが、今の論点といたしましては、一つは、空中散布による料率の方が、農家の負担を比べてみまると、同等かあるいはかえつてそれよりも安いというふうな状況にある際に、これに對する助成をやることは、他との関係においてなお検討すべきものがある、こういうふうなことで、今論議をもう少し進めておるところでございますので、もう少し強力に進めていきたい、かように考えております。

○石田(有)委員 今回の局長の答弁で大体のことはわかつたわけですが、先般の大野委員の質問の際にも言われておるように、農業の近代化として当然の方向であり、最近では、農業団体が協会のようなものを作つて、広くこれを利用しようとする段階——今回使用いたしましたものも、いろいろ理由がございまして、実はここで一々申し上げませんけれども、きわめて適切な措置であつたことは、これは何人も疑う余地がございせん。そうしてまた、私が先ほどなぜあつたかといふことを申し上げたかといふ、従来そういうふうな揚排水機の借款料、燃料あるいはまた防除器具等に對する大幅な政府の補助、助成が行なわれてきた経緯から見ると、当然政府が相当額を補助すべきで

あるといふことを明らかにしたわけ

す。局長の方も、大体その趣旨で交渉をお進めになっておられるということでありますから、これはさらに大蔵省の責任者とも話を私どもも進めたいと思います。局長の方からさらに一そうこれは強く要請をされまして、おそれる将来、災害に対しては各地方ごとヘリコプターを配置するという段階までいかなければならない問題であると思うし、この機会にぜひこれは実現をするように一つ努力をお願いしたい。なお、これは政府次官にも申し上げておきますが、この問題は、今申し上げましたような実情でありますから、大臣とも協議をされまして、一日も早くこれが実現を見られるように、ぜひ一つ格段の御努力をお願いいたしますが、なお、この機会に、政務次官のお考えを一つ承っておきたい。

○中馬政府委員 ただいま仰せの通り、ヘリコプターが農業の近代化に非常に貢献をするということにかなりなましまして、先般来それぞれのヘリコプターの会社の方から、個別に農林省に對しまして、いろいろ助成その他についての陳情があったのであります。それに対して農林大臣は、個々ばらばらの陳情やあるいは競争では困るし、農林省としても取り扱いが非常に困難であると思うから、ある種の協定といいますか、団体といいますか、そういう式のものを作ってもらって、窓口を一本にしてもらえば、農林省としても今後、たとえば林野の防除の問題あるいは一般の農業散布の問題等において、非常に仕事しやすいというルートができてくると思うから、早急にそれぞれ一流のメーカー、会社といいますが、どこに出しても農民が決して迷

惑をしないという程度のもので一つ集まってもらって、ある種のルートを作ってもらいたい、そうすれば、農林省としても、今後大いに助力ができるのではないかと意味の御発言がございまして、ただいまそれぞれの業界内部において交渉等があるように承っておりますけれども、われわれも、一日も早くそういう交渉等がまとまって、今後ヘリコプターというものが大いに農業の近代化に、あるいは林業の近代化等に役立つように希望しておるし、また、今後われわれもある種のことを考えなければならぬだろう、かように考えております。詳しい構想等は、いづれそういうまとまった具体的な構想等が出てくれば、農林省としても正式な態度が打ち出せるのではないだろうかと、かように考えております。

○石田(省)委員 今の私の質問は、そういう基本的な構想もけっこうですけれども、今の問題についての考え方も承りたい、こういうことであります。「委員長退席、秋山委員長代理着席」

○中馬政府委員 先ほど振興局長からお答えがあったように、ただいま農林省としては大蔵省と鋭意交渉をいたしておりますが、あらためて、私の方からも、各局長、係官を警励して、実現するように努めたいと思っております。

○石田(省)委員 次に、経済局長にちょっと天災融資のことでお伺いしたいと思っております。

今回の台風で、これは地方的な問題でありますけれども、雨の多い地帯では、稲の乾燥にハサバというものを作っておる。これは昔からのきわめて古い慣習でありまして、しかしまた、唯

一の乾燥の施設なんです。これが風のために大量に倒伏をいたしまして、本来ならば、これはコンクリートの柱でやれば、むしろ稲作などにも日陰を作るようなことも少ないし、当然そうあるべきなんです。資金その他の関係でなかなかできておらない。今回の機会に、この倒伏したものは立木でありますから、立木がハサバに利用できるようにするには相当の年数を要する、そこでコンクリートの柱にかえた、しかし、今申し上げたように、資金との関係がある。これをこの機会に天災融資法の対象として、資金の融通を受けて、それによつてこれをかえたということを強く要望して参つておるのであります。これは対象にすることは当然であると思うのでありますけれども、いかがでしょうか。

○坂村政府委員 おつしやる通り、地方の実情によりましては、そういう問題が非常に大きな問題であると思うのでございまして、御承知のように、天災融資法には経営資金というものがございまして、もちろん、その資金の需要も非常に少ないものでございまして、それと、そういう設備のようなものも設備と申していいかどうかという程度のものでございまして、当然経営資金という観点で、天災融資法の対象になるというふうに考えております。また、場合によつては非常に金がかかりまして、たとえば十万元以上も金がかかるというふうなもので、いわゆる固定施設というふうな感覚で考えられる程度のものでございまして、これは公庫で貸付の対象にするというふうなことでは考えられず、こういうふうなことに今私ども考えておるところでござ

います。

○石田(省)委員 天災融資法の対象で少なくとも六分五厘の資金、それからもう一つは公庫の災害融資資金、これは七分でございまして、そうすると、これは天災融資法の資金も考えられるし、それから公庫の災害融資の資金も考えられるというふうに理解してよろしいということですか。

○坂村政府委員 資金の大きさによつて、そういう工合に両方で考えていいのじゃないかというふうに考えておるわけでございまして。

○石田(省)委員 それから次に、天災融資をすでに借りておいて、これが償還を終わらないうちに、また借りなければならぬ、さらにまた借りる、こういうふうなことになるかと、それが幾つも重複するようになる。こういう際には、従来の資金というものを全部一本にいたしまして、そうして従来の貸付金を償還した形にして、全部それをプラスして、さらに若干のまだプラスになるような処理を従来行なわれておったわけですが、何回も連年災害を受けてますと、やはり一定の限度額がございまして、それには非常に困難な問題が起るのではないかと、こう思うのです。今回特別立法措置で限度額の引き上げが行なわれますけれども、それでもなおかつ、おさまらぬという問題が当然起こると思うのです。そういう場合に、限度額を越えてもなおかつ、まかなう、こういう措置をとらなければならぬと思ひますが、これは行政的な措置でできるかどうか。若干法令の改廃が行なわれなければならぬのかどうか。どうお考えですか。

○坂村政府委員 今回の特例法でも考

えておりますように、限度額の引き上げということをお考えになるわけでございまして。限度額を考えます場合におきましては、連年災害との借りかえの問題等の中では十分考へるということ、いろいろの今までの実績等を検討してみますと、大体において今までの借りかえ等の分も見られるのではないかと、そういうことで、伊勢湾台風の場合にそういうふうな考え方であつたわけでございますが、一応法律の上から言いますと、限度額をきめておりますからして、その範囲内において、運用の面におきましては、十分災害の実態に應じて指導をしたいと思つておりますけれども、その限度を越えてというわけにはいかぬだろうというふうな考えでおります。

○石田(省)委員 なお、これは先ほど自創資金の際にも伺つたのであります。が、やはりこの場合も相互保証の問題が起つております。現に起つておる。そういう場合には、これは当然地方自治体等が損失を補償する、あるいは借り入れについて保証をするということが考えられるし、現にやつておる市町村があるわけですが、ただ、その市町村が損失補償をするというふうな場合には、これは実は自治省の管轄になるわけなんです。きょうは非常に忙しくて、関係各省に出てもらわなければならなかつたわけですが、呼んでないのですけれども、一つ経済局長の方で、市町村がやむを得ず損失補償をやる、あるいは利子補給などをやるということをやつておる場合に、これは特別交付税等によつて措置してもらわなければならぬと思うので、局長の方から自治省と折衝してもらいたい。ま

た、この点は、政務次官の方からも、これは当然なことであると思うけれども、やはり農林省の方からやましく言っておかないと、自治省の方は逃げようとすると思いますので、これは十分考慮してお考えを願いたいと思います。

○坂村政府委員 おっしゃる通りでございます。天災融資法におきましては、市町村も損失補償をするということになっております。制度上なっておりますわけでございます。そういうことでございますから、当然交付税等の対象には見ておるわけでございます。

また、第二の御質問の相互保証でございます。この点は、天災融資法の場合には、従来も相互保証をやっております。そういうようなことで、できるだけ災害地の実情に即しまして、運用を円滑にいくように指導したいと思っております。

○石田(審)委員 これは従来やっておりますとおっしゃるけれども、やはり地方によつてはやらないところがある。さっきの自創資金の場合と同じように、建前としてはやるべきで、また、やっておる。しかし、地域によつては、なかなかそういう取り扱ひをしないように努めておる地方がある。ですから、そういう点は大体政府の方でおわかりになるだろうと思ひますから、天災融資の場合は極力そういうことのないように一つ指導をしていただきたい。これを要望申し上げておきます。

それから最後に、施設災害の復旧であります。これはしばしば問題になっておりますが、農舎、畜舎、それから果樹などの個人施設が、今度

は非常に多いわけです。その場合に、今の農林水産業の施設災害復旧事業費、国庫補助の暫定措置に関する法律からいうと、第二条で制限がございますから、従来はなかなかこれが入りにくい。これは、今回の災害が、特に個人的なそういう施設の災害が非常に多い点から見て、当然法律上の措置をすべきであつたわけです。この法律を見ますと、第一条では、ちゃんとこまかく、個人であるといふのは公共施設であるとを問はず、対象にしておいて、二条でこの制限をしているわけです。建前としてそういう法律になつておりますから、やむを得ないといひました。でも、今度の災害にあつた、なぜ一体これを特別な立法措置をしなかつたか、これはしばしば当委員会において問題になつていゝところでありまして、水稲なりあるいは果樹なりが全滅をしていゝ。収穫皆無だといふような地域が非常に多いわけです。収穫皆無のようになると、それらの施設に対して、なるほど融資するからと言われども、融資だけではなかなか再建が困難であつて、これをやらないと、結果的には、ある一部の地域にあるように、もう部落なり村なりがほかに移転しなければならぬといふような事態すらも生じておるわけです。これはこの特別委員会として、当然個人的な被害に対して立法的な措置をやつて、援護措置をしなければならぬ性質のものであると思ひますが、これについてはまだ――先ほど申し上げたように、きのうあたり閣議でようやく決定を見て出された法案もあるわけですが、そういう準備が進んでいゝのかどうか、また、どういふお考えで

おられるのか、これを一つ承つておきたいと思ひます。

○坂村政府委員 お答え申し上げます。が、私の直接の所管ではございませんけれども、従来の建前といひましたし、公共施設あるいは共同利用施設といふようなものにつきましては、その特別法で補助の対象にしております。個人施設につきましては融資で考える、こゝういふ建前でございまして、今までもそういうふうなやつて参つております。この前の伊勢湾台風のときにも、そういうようなことで対象にして参つたわけでございまして、その例によりまして今回も考えておるわけでございまして。

○石田(審)委員 従来ずっとこの法律に基づいてやつてこられたことは、こつちはわかつていゝ。そこで、今回の災害にあつたのは、特別にいろいろな法律ができて、それぞれ特別法でやりになつておるのに、この点だけは特別法を作らないのはけしからぬじやないかと申つておるわけです。だから、それをやらぬといふことになるかと、結局その被害農民を見殺しにすることになるじやないか、一年一回しか収穫のない水稲あるいは果樹、それが収穫皆無だ、そうすると、そういう収穫皆無の地域の農民は一体どうなるか、今出かせぎをやつたりいろいろやつておるけれども、とても農舎や畜舎や果樹などの施設の復旧などに手が届かないじやないか、それを見殺しにするのか、見殺しにしていいといふのか、それを言つておるのです。法律がそうなつておることは、私はわかつておるから聞いておる。だから、今度

はその法律の特例法を作るべきじやないか、それが今度の国会の重要な目的じやないか、災害対策が今国会の重要な一つの任務ではないか、しかるに、そこに手が届かないといふことはけしからぬじやないか、こゝういふことを言つておるわけです。これは局長では無理かもしれないので、一つ政務次官、どうですか。

○中馬政府委員 私どもは、従来の建前が必ずしも正しいものとは思ひませんが、この際改めるべき点は改めた方がいいと思ひますけれども、ただ、技術的にいろいろ相談をいたしましたのでありますが、個人災害の場合、たとえば果樹だとかさかきとかいふものの一々の被害の査定ということが、実際問題としてはおそろしく不可能に近いのではなからうか。農地の場合にも、三万円以下の小災害をいゝる対象にしたいといふこともあつたのでありますが、今の役所の機構その他では、なかなか三万円のところまでは手が届かない。果樹だ、器具等につきましても、そういう理由等によつて、実際問題としては、ほとんど査定、交付といふことが不可能に近いのではあるまいかといふような観点等からいたしまして、ただいまのところは、個人の災害に対しては補助金を出すといふことは考えておりません。

○石田(審)委員 災害の査定などに手続上の問題があるという御答弁でありますけれども、これくらい簡単なものはないのです。これは次官、どうも認識不足ではなはだしい。実は土木災害のようなのは、なかなか査定が困難だといふことは言えるけれども、農舎や畜舎や果樹などといふもの

は、簡単に査定ができる。ですから、ある程度、これは地方公共団体などにまかせ、あるいは農協等にまかせて査定をされても、大しためんどうもないし、また、間違ひもない問題です。これを今回対象にしないといふことは、これは農林省は怠慢だと私は思ひます。非常に大きな問題だと思ひます。小災害といつても、それは性質にもよりますが、少なくとも今私があげたような農業施設といふものは、査定もきわめて簡単であるし、手続はさうむずかしいものではない。これは被害の激甚地の農民が立ち上がる上において、一番大きな、一番大切な施設なんです。それを、査定が困難であるといふような簡単な理由から、これに対する特別措置をやらぬといふことは、どうもふに落ちない。これは早急に一つ大臣とも相談をされて、対策を講じてもらはなければならぬと思ひますが、どうですか。

○中馬政府委員 ただいままでのところでは、査定といふものは、農業団体その他にまかせるといふところまで国の方針がいつていないように思ひます。従つて、個々の農舎その他について本省の辺から一々査定に行くといふことは、言うべくしてほとんど不可能に近いのではないかとどういふように考えております。

なお、ただいま大臣とも相談せよといふことでありますから、よくこの点については御相談を申し上げたいと存じます。

○石田(審)委員 これはもう政務次官の耳に入つていゝと思うのですけれども、地方の市町村や府県などさえも、そういうものに対して、正確な補助金

〔秋山委員長代理退席、委員長着席〕

この問題では、詳細にお尋ねすればいろいろあるわけでありまして、私自身が第一に問題にしたい点は、かねてから総理並びに関係大臣は、今回の本年度災害については基準を伊勢湾台風に準じて行ないたい、こういうことを言っておられるわけでありまして、本特例法案においては、御承知の通り、伊勢湾のときにおける高率適用の補助率を、きめこまかく変えて提案がなされておられるわけでありまして、つまり農地についていえば、従来は、伊勢湾であれば激甚地については直ちに十分の九というところまで飛ぶわけでありまして、今度の場合においてはこれが十分の六——十分の九という中間に一つ十分の六が入りましたし、農業用施設についても、激甚地十分の九という伊勢湾台風の点が、今度の場合においては中間に十分の八が入り、さらに十分の九が入る、こういうことである。林道についても、奥地幹線林道については、十分の九の間に十分の八が入り、その他の林道については、十分の九の間に十分の六が入る、共同利用施設については、激甚地十分の九にいくまでに十分の四が入り、さらに、一般の場合の共同利用施設については、十分の三、十分の五という適用の考え方がなされる、こういうことで、伊勢湾台風の際における高率適用の補助率が、今度はきめこまかなものになっておられるわけでありまして、私は過般もこの問題をとらえたわけでありまして、この点でその経過等を承りますと、いわゆる公共土木等の国庫負担法における特例法、この中ではいわゆる

る段階的に補助率がいつておつて、一挙に十分の九とかいうふうな形に前進をしない、段階的にそれがいつておる、そういう公共土木と農林産業施設との関係とをマッチさせて、今のようないろいろな段階のものが出てきたというふうな話が出ておられるわけでありまして、しかし、公共土木の場合には、一定基準以上の場合には十分の十という、御承知のような高率適用がありまして、また、農林水産業施設の現行法の中においても、御承知の通り、一定の基準以上のものについては、農業用施設、奥地幹線林道、これについては現行法においても十分の十の高率適用の規定があるわけでありまして、従いまして、今度の特例法において補助率をきめこまかくしたということであるならば、農業用施設、奥地幹線林道については十分の十の、いわゆる高率適用を当然高位として設定されるということが筋道であろうかと思う。そういうことになれば、現行法と特例法とのいづれが有利な方をとらうとする、いわゆる特例法の中におけるル項というものは、おおむね削除されても大體間違ひは起らないような、そういう高率適用の段階になっていくだろうと思う。そういう点から見て、一体農林省として今度のような形をとる場合に、公共土木とマッチしてグレードを立てた補助率に変えていくということであるならば、公共土木でとられておるような最高位十分の十、しかも、現行法の中での農業用施設、奥地幹線林道に對してとられておる十分の十という規定を作つてこそ、特例法のほんとうの意味があるのではないかと思ひます。が、これらの問題に對する経緯とお考

えについて、承つておきたいと思ひます。

○堀説明員 今回の暫定法の特例につきまして、一定基準以上が九割になり、それ以下のものについては、従来の補助率よりも約二割程度高いところになり、きめられたわけでございますか、これは先生方も御存じのように、衆議院の災害対策協議会で災害の特例法の基本方針を御検討になった際に、一定基準以上について九割にするというワグが一つはめられました、その結果、特例法としてはそれ以上の線を出すというものは非常にむずかしい、それからもう一つ、一定基準以上を九割にするというものは、同時に、一定基準までのものについては従来の補助率にいくのが当然である、こういう議論が占めて、その議論の方がどうも勝ちを占めるといふような結果になりました、結果的には、ただいま申し上げましたような農地については六割、公共施設については八割、それ以上のものについては九割というふうな線が出てきた次第であります。経過についてはさういふことでございしますが、しかし、この形は必ずしも非常にいい案ではありませぬので、災害対策基本法案あるいはその他で、災害激甚地の取り扱いの法律制定その他の場合には、お話のような趣旨を十分生かしまして、検討していくべきものと考えておる次第でございます。

○角屋委員 閉会中における災害対策協議会の話に於いて逆襲をされたわけでありまして、これは非常に苦しい、その後段に述べられた話がほんとうは農地局の見解であつて、答弁としては、さうもまず先に言えないものだから、災害対策協議会の話をしてとられたのですけれども、私は、ここで必ずしもこの問題で論争しようとは思ひませんが、やはりこういうきめこまかにグレードを作るといふことであるならば、現行法とのにらみ合わせ、あるいはまた、公共土木関係とのにらみ合わせにおいても、農業用施設ないしは奥地幹線林道については、特例法として、十分の十の規定を設定されるというものが当然の筋道であるかと思う。いづれこの問題は、さらに伊勢湾に準ずるといふ見解からいって、伊勢湾のよな形をとるか、今度出された農林省の形の中で、新しく十分の十を設定するかというふうな問題については、与野党間で話してみたいと思ひます。

それで、さらにこの共同利用施設関係の問題であります、これは補助の關係で、今度は一応、大半のものについては十萬円以上というところであつて、一施設当たり十萬円をこえる分というところでございまして、伊勢湾のときとは、御承知の通り、三萬円以上を補助対象にして、激甚地については十分の九、その他の地域については十分の五というふうな形にいたしましたわけでありまして、今回の場合に、一施設当たり十萬円をこえる分というふうな形に一つの基準を置いた理由は、何でございませうか。

○石田説明員 お答え申し上げます。ただいまお話のございました共同利用施設につきましても、これも同じような話になりまして恐縮でございますが、前回の災害対策協議会におきまして、農地、農業用施設と同様に、一定基準以上九割という御決定に相なつておつたわけでございます。それで、その一定基準をどこに求むべきかという点に問題があつたわけでございますが、これにつきましては、農地、農業用施設とは若干異なりまして、農地の金額を出しまして、一定の線を設けましたが、それとバランスをとる点ほどであるかという点を、従来の実績等から算定をいたしまして、バランスのとれる点が十萬円であるというふうな算定が出て参りましたので、これによつて十萬円を一定基準といたしました。それ以上を九割、それ以下は従来の補助率二割ではあまり低うございしますので、これを引き上げまして、四割の補助率といたしておるわけでございます。

○角屋委員 共同利用施設についての今の答弁についても、私も閉会中の災害対策協議会にも終始關係しておつたものであります、必ずしも農林省が答弁したような意図で、そういう意味のことをびたり考えたわけでないものであります、この問題も一つの問題点としてあらうかと思ひます。それで、例年農林水産業施設の災害復旧の場合に、特に共同利用施設について問題になるのは、やはり被害額についての評価の問題であります。これは年数を経た共同利用施設についての、いわゆる残存価格の評価というふうなものが考えられて、そういうものに對する九割助成とか、あるいはまた四割ないしは五割助成とかいうことになりまして、關係のところにはきわめて少額の金しかつかない。しかし、新設をして災害復旧をするためには、相当巨額の金が必要。通常、状態のよくわからな

い人は、いや、激甚地は九割だ、こう
いうことで、関係の農業団体、漁業団
体は喜んで帰ると、実際の補助金は、
評価したその残存価格の性格のもの
に對してくるということ、常々あと
で問題が生じておるわけでありませう。
これは、そういう評価という問題につ
いては、一応理由はあるわけでありま
すけれども、その辺のところの取り扱
いを具体的にどういうふうにしてお
るか、この際、若干説明を願いたいと
思います。

○石田説明員 お答え申し上げます。

この点は、ただいま御質問がありま
した内容の中にも出ておりましたが、
従来より、この共同利用施設の補助額
ないし災害復旧額の算定におきまして
は、現実の災害復旧にどの程度金がか
かるかということとをまず算定いたしま
すが、また同時に、ここで考えられて
おります共同利用施設は、協同組合の
共同利用施設でございます。協同組
合におきましては、健全なる経営が
当然行なわれるべきであるという建前
からいたしまして、そのような共同利
用施設には当然一定の償却分が従来か
ら考えられておるといふことを考えに
入れまして、全体に災害復旧に必要な
金額、これに経過年数による償却分と
いうものを勘案いたしまして、現実の
査定をいたしておるわけでございます。
その理由をいたしますところは、
ただいま申し上げました通り、一定の
償却分が当然積み立てられておるとい
うことを前提にいたしておるわけでご
ざいます。ただ、その場合に、今お
話がございましたように、その実際の
運営等が現地において十分理解されて
おりませんで、その結果、当初考えら

れたところと違つておるといふような
感じを抱かれるかと思ひます。その
問題があり得るかと思ひますので、そ
れらの点につきましては、十分徹底を
いたすように努力して参りたいと思ひ
わけでございます。

○角屋委員 この共同利用施設の評価
の考え方という問題は経済団体の共同
利用施設として、やはり減価償却その
他を予定していくことは筋道であるう
かと思ひますが、しかし、そういう共
同利用施設をやられる事態というの
は、関係団体としては、あるいはその
傘下にある関係の組合員としては、相
当大きな被害を受けておる姿である。

従つて、共同利用施設の中に、法的に
今入っていない協同組合の事務所等も
含めるべきだといふことが、伊勢湾台
風の際にもいふ議論された。しかし
し、現実には事務所等はいまだに入つ
ていない。事務所以外の共同利用施設
の問題が出て、そして、新しくそう
いふものを新設していかなければなら
ぬといふ場合に、災害評価の問題につ
いて従来のような考え方だけでいかれ
ると——再建整備等の問題も論議いた
しましたが、やはりそういう問題も含
めて考えていかなければならぬといふ
ことになつてくる。従つて、私は、災
害復旧額の何割もしくは災害評価額が
ら出てきた一定数の、いずれか有利な
方をとるといふ形で、なるべく被災地
域における関係団体が立ち上りの力
を、あるいは立ち上りの余力を持つ
ような形で、共同利用施設等につい
ても温情ある考え方をとつていくべき
ぢやないかと思ひます。過般、閉会中
にいろいろ審査されました際に、長野
の集中豪雨の激甚地の中で、天龍社等

の問題について、あの養蚕の優良な地
域における今後の天龍社の復興計画
が、真剣に論議されました。これらの
点については、農林省あるいは関係地
区の代議士諸君の努力もあつて、相当
なところで処理されたといふことを
承つております。まことにけっこうだ
と思ひますが、その他の共同利用施設
等についても、やはり今申しましたよ
うな考え方等も織り込んで、今後の運
営に当たることが必要ではないかとい
ふことを、現実に伊勢湾台風等を経験
した現地の声を承つておる一人とし
て、感じておるわけでありませう。

この暫定法の関係については、さら
に論ずべきことも多いのであります
が、時間の関係もありませうので、次
に、天災融資法の関係の問題に入りた
いと思ひます。

天災融資法の関係の問題について
は、基本的な問題としては、やはり天
災融資法で適用される融資ワツクの間
題、あるいは償還期限の問題、あるいは
はまた利率の問題、こういうものが
毎度の災害のときに出て参りまして、
たとえば利率の場合も、現行の六分五
厘、五分五厘、三分五厘、こういう三
段階の利率率について、三分五厘の被
害農林漁業者に対する利率率、これも
さらに軽減されればけっこうでありま
すけれども、まずそのままといたしま
しても、六分五厘あるいは五分五厘と
いう利率については、最近の農林水産
業の実態あるいは被害の様相の中で出
てくる融資というふうな性格の問題か
ら見て、せめて一分程度軽減してはど
うか、こういうことが従来から論議さ
れておるわけでありませう。これらの問
題は、今後の農林金融の金利の問題と

も関連して参る総合的な問題でありま
すけれども、一体農林省として、こう
いう災害金融の金利等の問題について
は、現状のままでいいといふふうに考
えておるか、あるいは大蔵省とも、
金利の軽減の問題についていろいろ折
衝しておるけれども、なかなか実らな
いという実態であるのか、こういう問
題についてお伺ひしたいと思ひま
す。さらに、償還期限の問題について
も五年、果樹の場合には七年という形
になつておるわけでありませうが、これ
はあまり長期になつてもいかかと思
ひます。けれども、私も、これら
の問題についても、最小限、据置期間
三年を含む八年間という形がいかで
あるかといふことを、前の際にも提
案しておりますが、そういう利率ある
いは償還期間は現状のままでいいとい
う前提に立つておられるのか、その間
の農林省の折衝経過なり、今日の見解
等について承つておきたいと思ひま
す。

○坂村政府委員 仰せの通り、天災融
資法の金利につきましては、特別被害
地域につきましては三分五厘でござい
ますが、その他の地域については六分
五厘でございますので、六分五厘とい
う金利が、災害の対策として、融資の
対策として適當であるかどうかといふ
問題はあらうと思ひます。あらうと思
ひますが、実際の運用の問題といたし
ましては、御承知のように、特別被害
地域の指定といひますのは、特別被害
農林漁業者があるいは旧町村等の単位
でとつてみまして、一割以上のところ
は特別被害地域にほとんど全部拾ひ上
げております。そういう状況でござい
ますので、非常に大きな災害が起こり

ました場合には、大体三分五厘のもの
が全体の地域に適用されるという実態
になつておるのでございまして、その
点は、實際問題としてはその問題はな
いのではないかと。特別被害農業者が町
村内で一割以下といふようなところで
は、いろいろ相互保証等もできます。
ですから、これを今の段階で、しいて
六分五厘を要するといふことは考えな
くてもいいのではあるまいかといふ
うに考えておるわけでございます。

○角屋委員 これは坂村局長も御承知
のように、農業基本法の論議をやつた
場合に、池田総理大臣は、農林金融の
問題については、できれば二分程度の
ものも考えたいといふことを言つてお
るわけですね。これはよくわかつて
言つたのか、言葉のはずみで言つたの
かは別として、とにかくノルマルな状
態における農林金融という問題につ
いて、長期、しかも金利については二分
なり二分五厘程度のものまで考えたい
といふことを言つておるのだから、災
害の場合における金利は、三分五厘の問
題についてはさておくと——と私
はひとまず言つたけれども、しかし、こ
れらの問題も含めて、農林水産業の今
日の実態や被災の立ち上りにおける
経営資金という面からいって、これは
現状のままでよろしいだらうという安
易な気持ちでなくて、常にたゆまざる努
力をしてもらいたいと思ひます。この天災
融資法の場合には、伊勢湾のときには
金魚を入れる入れぬでいろいろ問題に
なりまして、水産動植物の対象の問題
で、資料では、今度の昭和三十六年
五月ないし九月の天災の特例である天
災融資法の対象としての水産動植物養
殖資金としては、「真珠、うなぎ等」

りも水産庁の漁港の災害復旧というものはいつも貧弱だといわれるのは、まことに残念なんですね。そういう点では、やはり漁港に対する大蔵省なりあるいは全体的な考え方というものが、常に漁港を低位に置こうという考え方があるのかもしれないけれども、天然自然の災害というものは、港湾であろうと、海岸であろうと、漁港であろうと、それに区別なくするという前提に立つて、災害復旧というものはやっとなければならぬ。そういう面では、私は大阪、和歌山等を回って参りましたが、漁港関係は実にひどくやられておる。これは徳島へ行っても、どこへ行っても同じだと思うのです。そういう意味では、今回の災害復旧にあつての漁港の關係については、他省からあまり見劣りするようなことでなしに、しっかりと災害復旧をやるような努力をお願いしたい。それと同時に、農林漁業基本問題調査会から出ておるようなそういう方向とからめて、中核的な漁港となるようなところには、この際積極的な改良復旧を加えていくというように、そういう長期展望の上に立つた災害復旧をやる形で推進してもらいたいということを希望しておきます。

員から大へんなおしかりがあつたわけですから、一体この山林關係の被害というのは、各県ともに、山間部においては相当深刻な被害が出ておりますけれども、保険で救われる大体のパーセンテージはどのくらいというふうに見ておられるのか、それをお伺いしておきたいと思ひます。

○吉村政府委員 お答えいたします。そのお話が生まれて以来調査をいたしておりますが、何分にも山の奥地の問題が多いのでございまして、まだお答え申し上げるような資料が集まつておりませんが、そう大きな数字にならぬというところを、私は実は心配しております。ぜひ大きな数字になることを期待しておるのです。救われることが、どうもその点は、あるいは私の期待には及ぶるかと思ひます。従いまして、それには及ぶる分につきましては、再造林の措置におきまして助成を——普通の造林の場合と違ひまして、地ごしらえその他にかなりのかかりが出てくるというところは考えられます。伊勢湾台風の場合にもその措置を講じたのでございまして、事態に応じて、造林が十分にできますような措置を講じて参りたいというように考えます。

○角屋委員 林野關係の問題については、大田園官保險の關係は、今日の保険の加入状況から見ると、該当分が率としては少ないんじゃないか、従つて、今日の段階からいへば、今長官がお答えになつたような各般の施策を講じなければ、保険に入つてないからそれはどうだというわけにいかないのであつて、最近の木材の需給問題でいろいろ政治的な問題になつておりますが、そういう点から見ても、今後の万全の措置が必要だと思ふ。

○吉村政府委員 お答えいたします。そのお話が生まれて以来調査をいたしておりますが、何分にも山の奥地の問題が多いのでございまして、まだお答え申し上げるような資料が集まつておりませんが、そう大きな数字にならぬというところを、私は実は心配しております。ぜひ大きな数字になることを期待しておるのです。救われることが、どうもその点は、あるいは私の期待には及ぶるかと思ひます。従いまして、それには及ぶる分につきましては、再造林の措置におきまして助成を——普通の造林の場合と違ひまして、地ごしらえその他にかなりのかかりが出てくるというところは考えられます。伊勢湾台風の場合にもその措置を講じたのでございまして、事態に応じて、造林が十分にできますような措置を講じて参りたいというように考えます。

○玉置委員 本年は、六月の梅雨前線からこちら災害が続きまして、私たちが、前の災害対策協議会以来、政府当局の方々と一緒にやつて参りましたところ、今次また第二室戸台風の災害がやつてきたわけでありまして、それにつきまして、鋭意対策に御協力をいただいております各位に厚く敬意を表する次第でございまして。

○坂村政府委員 現在までの段階では、先般来、衆議院の災害対策協議会でいろいろ御審議、御協議をいただきまして誠にありがとうございます。通常の場合は十五万円でございますけれども、今回の特例では二十万円、北海道は二十五万円ということで考えております。そのほか、果樹であるとか家畜の關係であるとか、そういうものについては、大田伊勢湾台風に準じまして、資金の限度額の拡大をはかつていきたいというふうに考えております。

○坂村政府委員 先般来いろいろ実情に触れました御質問や御意見等もございましたが、御趣旨に沿いますように

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

○玉置委員 県の資料が集まり次第、一日もすみやかに一つ指定をお願い申し上げます。

していきたいと思います。

○玉置委員 よろしくお願いを申し上げたいと思います。会後に、農業共済の方ですが、ことしは、果樹が非常にやられましたのは御承知の通りでありまして、これの今年度の収穫は皆無のほかに、立ち直りに数年かかるというので、皆さんで非常な御心痛をいただいておりますであります。果樹共済の準備のために昨年から試験的にやっていたいておりますのは御承知の通りであります、農業基本法の精神にのっとりまして、なるべくすみやかに、成長財である果樹の共済を実施いたしました、ほんとうに農民の生活の保障になるような共済制度に、この際改めていくのが非常に望ましいのじゃないか、かように思うのですが、どの程度の準備ができて、どの程度の研究ができて、でき得ればことしの法改正に入れ込むことができるかどうか、その点について一つ局長の御返答を承りたいのであります。

○坂村政府委員 果樹共済につきましては、御指摘のように、昨年と本年と調査費を組みまして、いろいろ調査をいたして参りましたが、何しろ非常にむずかしい問題でございます。今までの調査の対象は大体果実でございます。

す。果実を対象といたしまして、これについて共済をやるとすれば、どういう方法でやっただいいか、どういうものを対象にしたらいいか、そのバック・グラウンドになりますところの、たとえば価格の変動であるとか、災害が起こった場合にどういう価格変動を見せるか、共済としてそういうものまで考えるかどうか、いろいろそういう問題がございました。あるいは設計上

の問題とか、いろいろむずかしい問題があるわけでございます。従いまして、ある程度のデータはございまするけれども、これを積み上げまして、そして制度として設計いたします場合には、まだまだ相当慎重に検討しなければいかぬ問題があらうと思います。従来やっておりますものも、ほとんど全部失敗しているわけであります。アメリカ等でも、一、二のくだものについて現在やっているものがございまして。しかし、それも、実際は関係農民の一刻くらいしか入っていないというような状況でございまして、これらも必ずしもうまくいっていないのじやないかというような状況でございまして、これは必要なことはわかっておりますけれども、制度を作る以上は十分慎重にやらざるを得ないと思うのでございまして、今度の通常国会にそれを間に合わせるような状況ではないというふうな考えております。

○玉置委員 自余の問題は、また河野農林大臣がおいでになりましたときに質問したいと思しますので、きょうはこれでやめさせていただきます。

○濱地委員長 次会は、明十九日午前
十時より開会することとし、本日は、
これにて散会いたします。

午後五時十八分散会

災害対策特別委員会議録第四号中正誤

ヘシ段 行 誤 正

五	二	未	抑也	仰也
一	五	方	明是	方
		方	明是	明是

三、入學試驗

三

【例】

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局